静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

手引書

令和8年10月策定

静岡市環境局環境共生課

目次

＜条例制定の背景＞ 5
＜本手引書について＞ 5
＜施設及び区域の区分フロー＞ 7
＜条例手続の標準的な流れ＞ 8
第1条　目的 13
(1)地域との調和が図られた太陽光発電事業 13
(2)留意事項 13
第2条　定義 14
(1)太陽光発電施設 15
(2)太陽光発電施設の設置 17
(3)太陽光発電事業 18
(4)事業者 18
(5)大規模太陽光発電事業者 18
(6)事業区域 18
(7)設置規制区域 19
第3条　市の責務 23
第4条　事業者の責務 24
(1)関係法令の遵守 24
(2)防災、環境保全、景観等の観点から事業者が講ずる措置 25
(3)地域住民等への説明 26
(4)維持管理及び廃棄等費用の確保 27
(5)損害賠償責任保険等への加入 27
第5条　土地所有者等の責務 28
第6条　地域住民等への説明等 29
(1)地域住民等への説明 29
(2)説明の対象となる地域住民等 30
(3)説明の方法 30
(4)関係法令に規定される住民説明との関係について 31
(5)説明の内容及び講ずべき措置 31
(6)説明の記録 32
(7)事業計画変更時の住民説明 33
(8)地位承継時の住民説明 33
第7条　設置規制区域内への設置許可 34
(1)設置規制区域内への設置 34

(2)設置許可申請書の提出 34
第8条　設置許可の基準等 38
(1)太陽光発電施設の設置許可の基準等 38
(2)設置許可・不許可の判断までの標準処理期間 39
(3)許可条件 40
(4)設置規制区域の変更により、事業区域の全部又は一部が設置規制区域内となった太陽光発電施設の取扱い 40
(5)設置規制区域の変更により、事業区域の全部が設置規制区域外となった太陽光発電施設の取扱い 40
第9条　変更許可 41
(1)変更許可 41
(2)変更許可の条件 41
(3)設置変更許可申請書の提出 42
(4)軽微な変更 42
第10条　設置許可等に係る工事の着手等の届出 45
(1)工事着手届出 45
(2)工事完了届出 45
(3)工事中止届出・工事再開届出 46
第11条　設置許可等の取消し 47
(1)許可の取消し 47
(2)許可の取消しの公表 47
第12条　事業計画の届出 48
(1)設置規制区域外への設置 48
(2)事業計画届出書の提出 48
(3)届出の受理 50
第13条　誓約書の提出 51
第14条　事業計画の変更 52
(1)事業計画の変更 52
(2)軽微な変更 52
第15条　標識の掲示 54
(1)標識の内容 54
(2)標識の規格など 55
(3)標識の変更 55
(4)他法令で掲示する標識との関係 55
第16条　維持管理 57
(1)維持管理基準 58

(2)維持管理計画の作成 59
(3)維持管理計画の見直し 60
(4)維持管理計画の公表 60
(5)維持管理計画の提出 60
(6)事故等が発生したときの対応及び報告 61
(7)太陽光発電施設の長期的な利用 62
第17条 維持管理に関する定期報告 63
(1)報告内容 63
(2)提出方法 64
第18条 大規模太陽光発電事業者の保険又は共済への加入 65
(1)大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険への加入の趣旨 65
(2)大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険への加入の報告 65
(3)大規模太陽光発電事業者の火災保険、地震保険等への加入の報告 66
第19条 地位の承継 67
(1)地位承継の届出 67
(2)維持管理計画の作成、公表 68
(3)誓約書の提出 68
(4)大規模太陽光発電事業者の地位の承継 68
(5)地位承継時の地域住民等への説明 68
第20条 廃止の届出 69
(1)太陽光発電事業廃止届出 69
(2)太陽光発電施設撤去等完了届出 69
(3)事業廃止に係る留意事項 70
第21条 太陽光発電施設の撤去及び処分 71
(1)撤去及び廃棄物の処分 71
(2)修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置 71
第22条 保証金の預入及び管理 72
(1)保証金制度 72
(2)保証金の金額 73
(3)保証金制度の適用範囲 74
第23条 保証金の預入に係る公表 75
第24条 保証金の使途 76
第25条 質権設定契約の解除等 77
第26条 指導及び助言 78
第27条 報告の徴収及び立入検査 79

(1)報告の徴収 79
(2)立入検査 79
第28条 勧告 80
第29条 措置命令 81
(1)措置命令 81
(2)不利益処分の手続 81
第30条 公表 82
(1)公表 82
(2)意見の陳述 82
(3)経済産業省への通知 82
第31条 委任 84
第32条～第35条 罰則 85
第36条 両罰規定 86
附則1 施行期日 87
附則2 経過措置 88
附則3、4 既存施設の届出 89
(1)設置規制区域内の既存施設の届出 89
(2)設置規制区域外の既存施設の事業計画の変更 90
附則5、6 既存施設の変更許可 91
附則7 既存施設の標識の掲示 93
(1)既存施設の標識の掲示 93
(2)既存施設の標識の変更 93
附則8～11 既存施設の維持管理 94
(1)設置規制区域内の既存施設の維持管理計画 94
(2)設置規制区域外の既存施設の維持管理計画 95
(3)設置規制区域外の既存施設の維持管理計画における軽微な変更 95
附則12 既存施設の維持管理に関する定期報告 96
(1)報告内容 96
(2)提出方法 97
附則13 既存大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険等への加入 98
附則14 既存事業者の地位の承継 99
附則15 準備行為 100
附則16 検討 101

＜条例制定の背景＞

地球温暖化の進行をはじめとする気候変動問題は、私たちの生活環境や経済活動、自然環境に深刻な影響を及ぼしつつあり、その影響は今後さらに顕在化することが懸念されています。気候変動問題に対応し、将来にわたり持続可能な社会を構築していくためには、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガスの排出削減を着実に進めていくことが必要です。

温室効果ガスの排出を大幅に削減するためには、化石燃料に依存したエネルギー供給構造から転換し、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを社会全体で最大限に活用していくことが重要です。再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、分散型エネルギーシステムの構築や、災害時のエネルギー確保などの観点からも、その役割は一層高まっています。中でも太陽光発電は、比較的導入しやすい再生可能エネルギーを利用した発電方式として、カーボンニュートラルの実現に向けた重要な柱の一つであり、今後もその果たす役割は大きいと考えられます。

しかし、太陽光発電施設の設置に伴い、森林伐採、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響、さらには廃棄も含めた適正な維持管理が実施されないなどの問題が全国各地で顕在化しており、本市でも同様の問題が一部で発生しています。また、森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置は、森林による二酸化炭素の吸収機能を損なうことになるため、太陽光発電による二酸化炭素削減効果が低くなります。

このような課題に対応するため、地域住民等の理解はもとより、適切に防災、環境保全、景観等への配慮が講じられ、地域との調和が図られた太陽光発電事業となるとともに、将来にわたり、太陽光発電施設が適正に維持管理されていくことが重要であることから、この条例を制定します。

＜本手引書について＞

本手引書では、事業者や市民の皆様の条例への理解促進を図るため、条例や規則の条文ごとに考え方を示しています。

【凡例】

本手引書においては、法令等について下記の省略名で表記しています。

1　条例

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和 8 年静岡市条例第 59 号）

2　規則

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（令和８年静岡市規則第 93 号）

3　再エネ特措法

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）

4　ＦＩＴ制度等

再生可能エネルギー固定価格買取制度（ＦＩＴ）又はＦＩＰ制度

5　事業計画策定ガイドライン

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）

6　環境配慮ガイドライン

太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）

【枠線の凡例】

	・・・条例による規定

	・・・規則による規定

【用語の説明】

1 新規施設

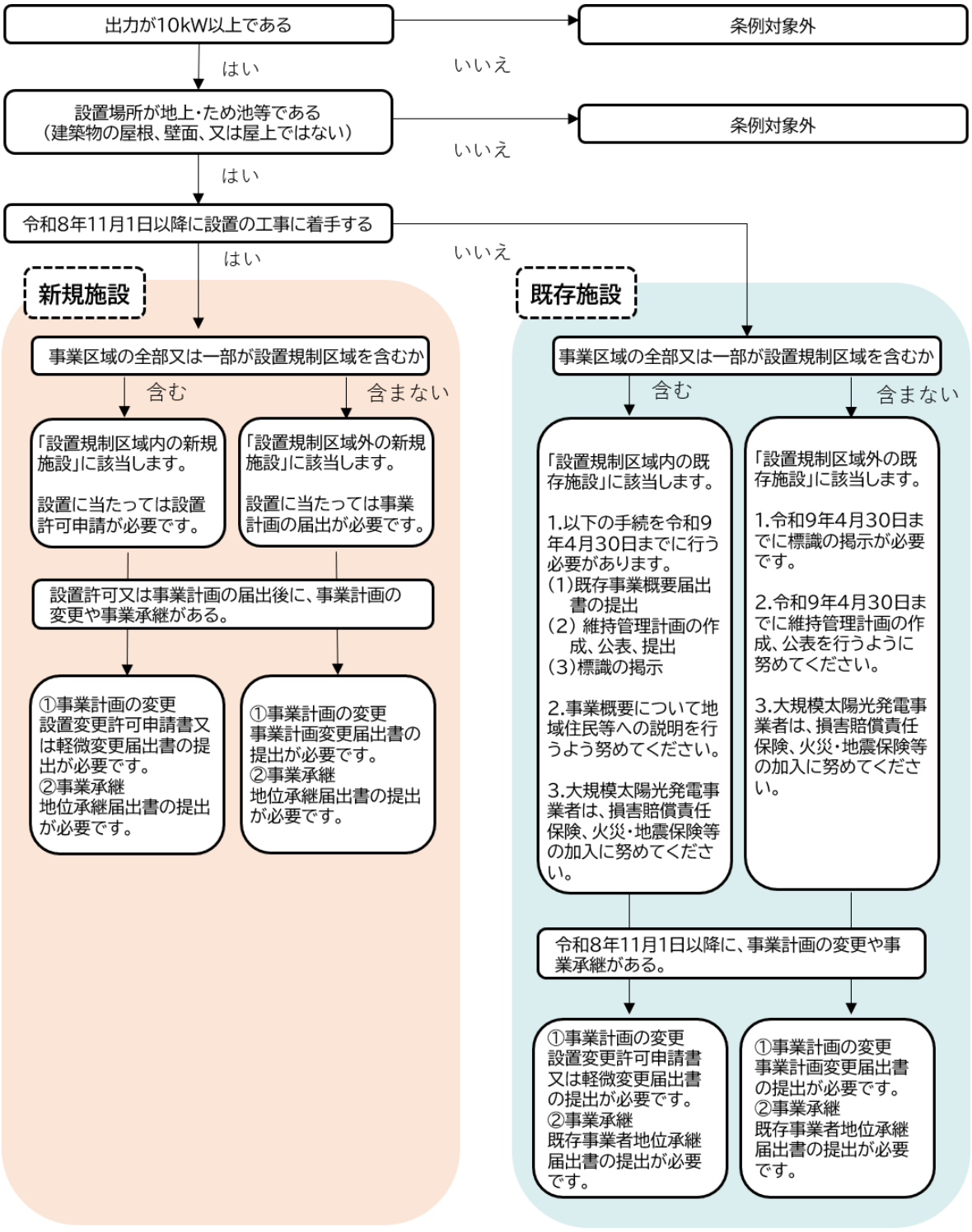
令和８年 11 月１日以降に設置工事に着手する太陽光発電施設

2 既存施設

令和８年 11 月１日より前に設置工事に着手した太陽光発電施設

＜施設及び区域の区分フロー＞

次のフローをもとに、条例に基づく太陽光発電施設に関する必要な手続を確認してください。

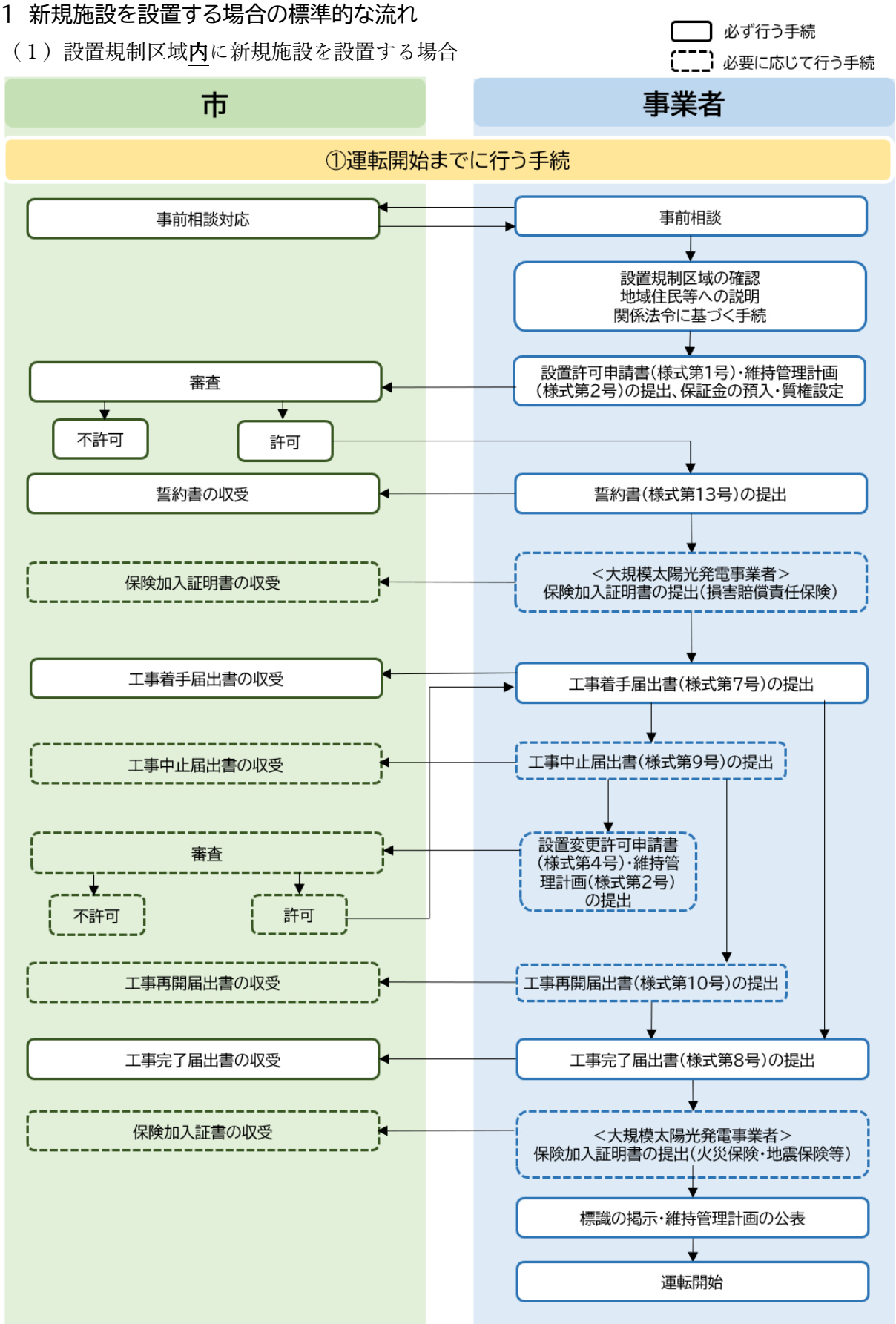


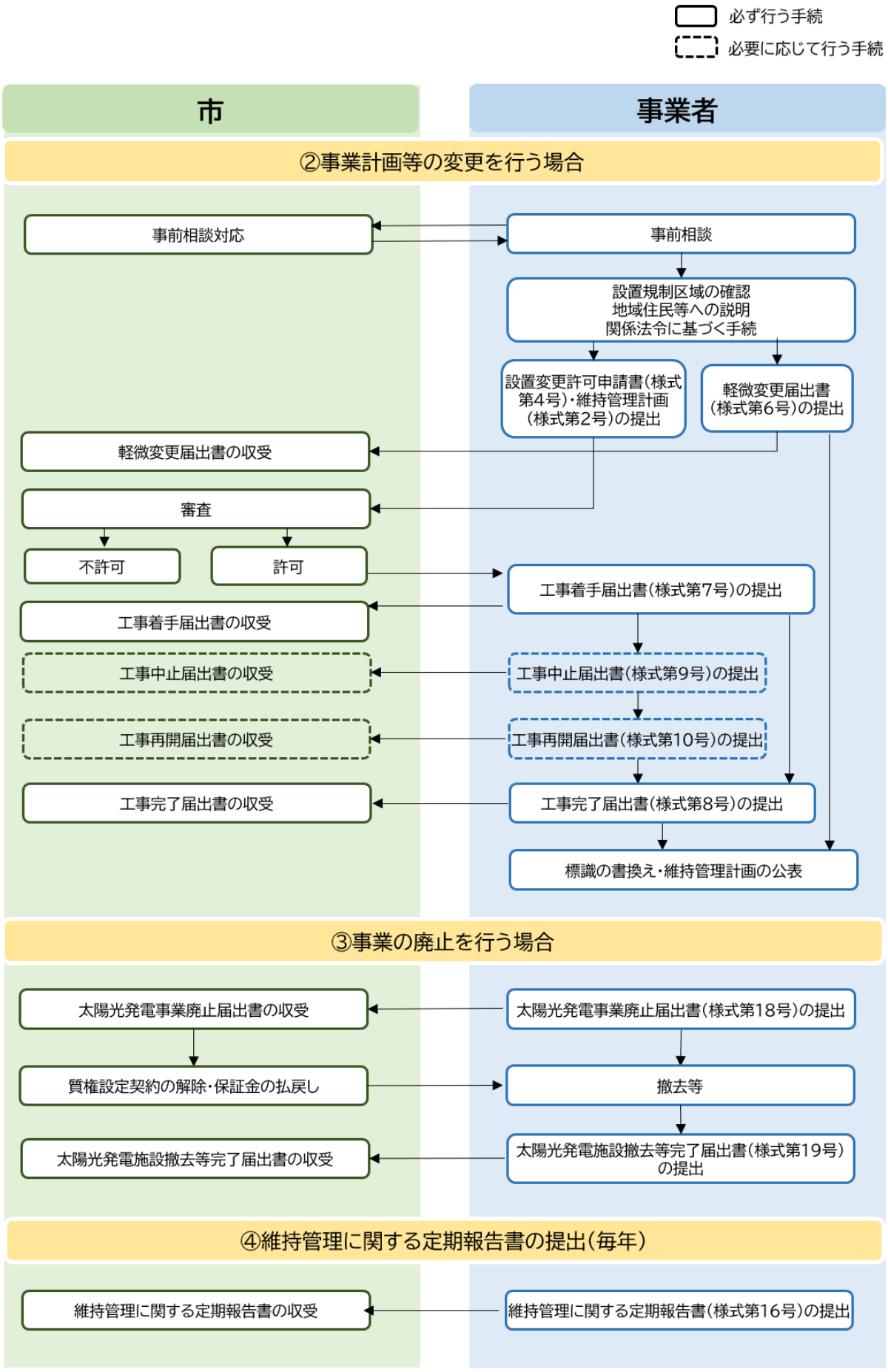
設置規制区域の確認方法については、P.19「第２条（７）設置規制区域」を参照してください。

＜条例手続の標準的な流れ＞

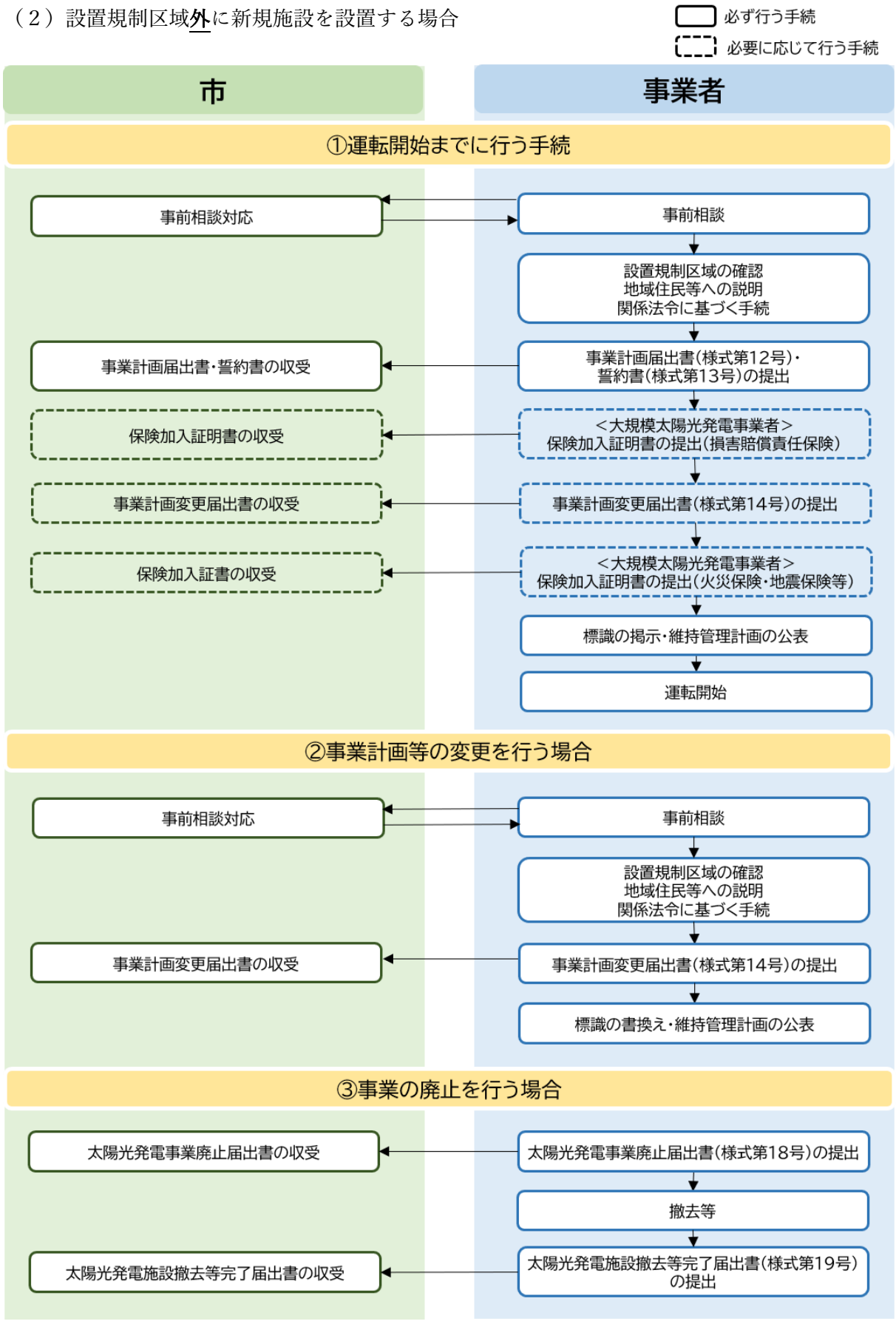
1　新規施設を設置する場合の標準的な流れ

（１）設置規制区域内に新規施設を設置する場合



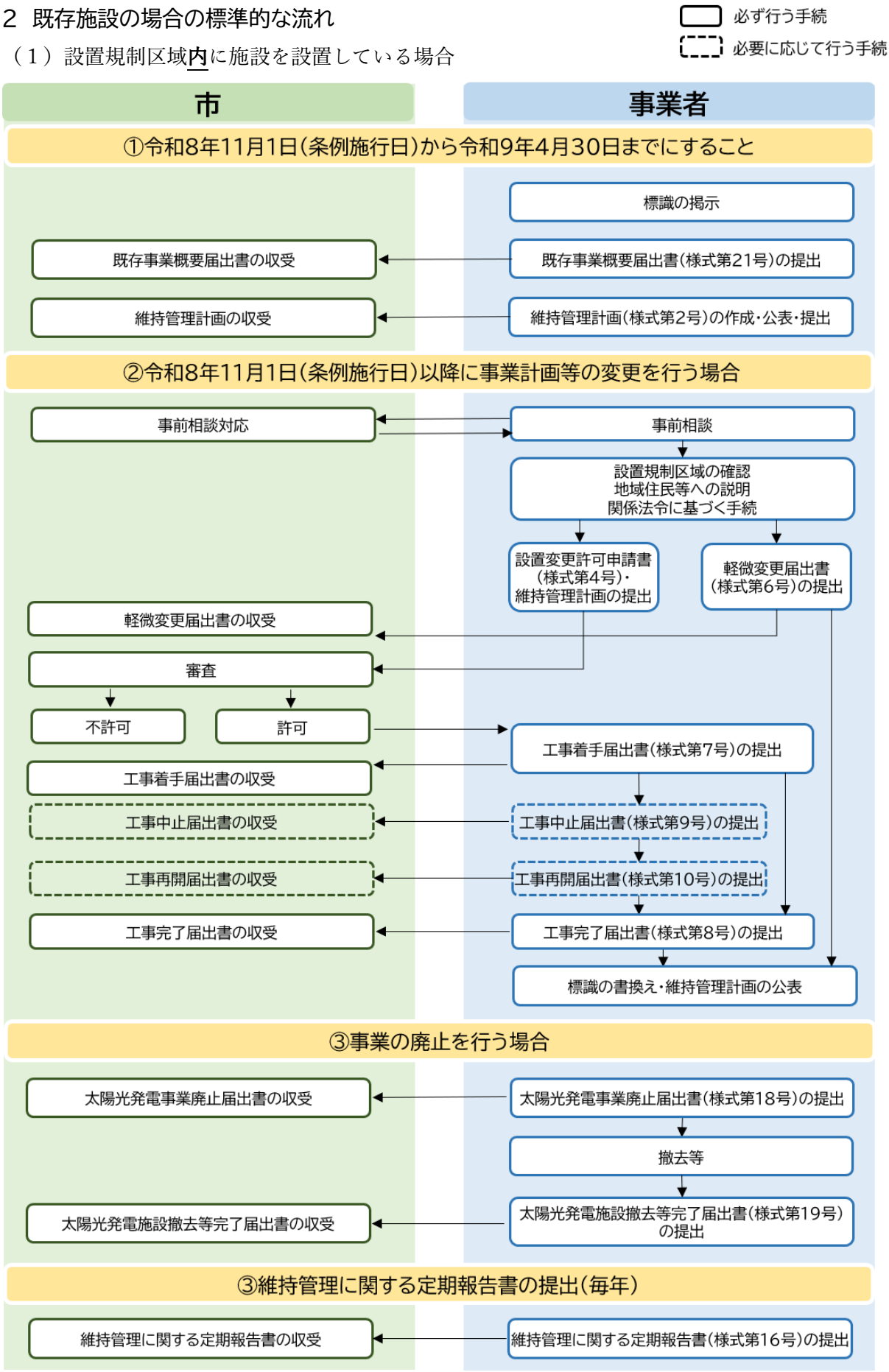

必ず行う手続
必要に応じて行う手続
市
事業者
②事業計画等の変更を行う場合
事前相談対応
事前相談
設置規制区域の確認
地域住民等への説明
関係法令に基づく手続
設置変更許可申請書(様式第4号)・維持管理計画(様式第2号)の提出
軽微変更届出書(様式第6号)の提出
軽微変更届出書の収受
審査
不許可
許可
工事着手届出書(様式第7号)の提出
工事着手届出書の収受
工事中止届出書の収受
工事中止届出書(様式第9号)の提出
工事再開届出書の収受
工事再開届出書(様式第10号)の提出
工事完了届出書の収受
工事完了届出書(様式第8号)の提出
標識の書換え・維持管理計画の公表
③事業の廃止を行う場合
太陽光発電事業廃止届出書の収受
太陽光発電事業廃止届出書(様式第18号)の提出
質権設定契約の解除・保証金の払戻し
撤去等
太陽光発電施設撤去等完了届出書の収受
太陽光発電施設撤去等完了届出書(様式第19号)の提出
④維持管理に関する定期報告書の提出(毎年)
維持管理に関する定期報告書の収受
維持管理に関する定期報告書(様式第16号)の提出

（２）設置規制区域外に新規施設を設置する場合

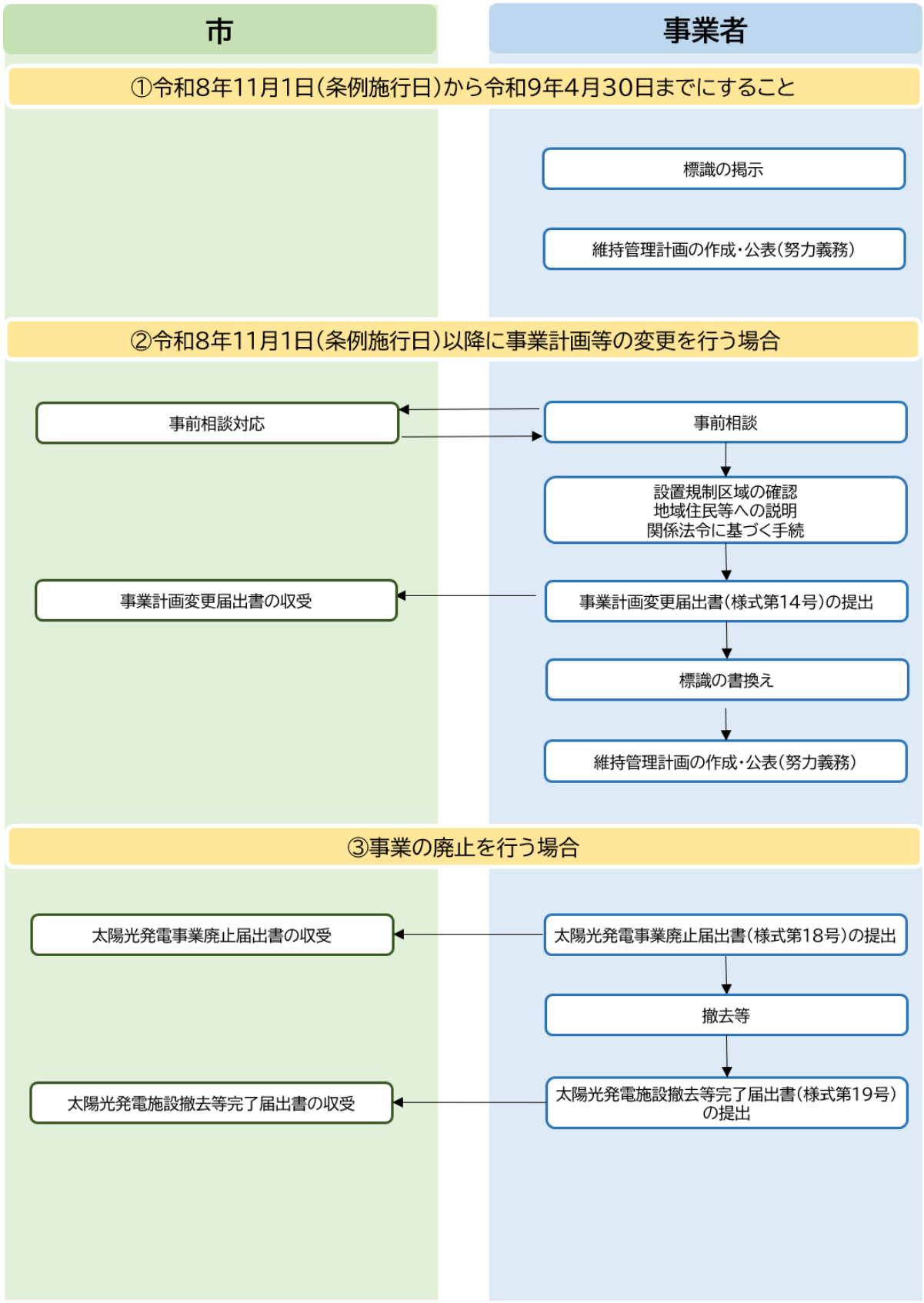


2　既存施設の場合の標準的な流れ

（１）設置規制区域内に施設を設置している場合



（２）設置規制区域外に施設を設置している場合



第1条 目的

（目的）
第１条　この条例は、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定め、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境、生活環境及び景観の保全を確保することを目的とする。

（趣旨）
第１条　この規則は、静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和８年静岡市条例第 59 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(1)地域との調和が図られた太陽光発電事業

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料由来の電力を、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー由来の電力に転換していく必要があります。しかし、地上設置型の太陽光発電施設については、森林伐採・土砂流出や濁水の発生・景観への影響・反射光による生活環境への影響、さらには廃棄も含めた適正な維持管理が実施されないおそれなどの問題が全国各地で顕在化しています。本市でも同様の問題が一部で発生しており、今後大きな問題となることが懸念されています。

このため、太陽光発電については、地域社会として、施設導入前に、地域住民等の理解はもとより、適切に防災、環境保全、景観等への配慮が講じられ、地域との調和が図られた事業であること、及び将来にわたり適正に維持管理されるように誘導していくことが重要です。

(2)留意事項

本手引書は、条例に基づく手続についてその詳細を解説したものですが、太陽光発電施設の設置等には、資源エネルギー庁が策定している事業計画策定ガイドライン、環境省が策定している環境配慮ガイドラインも含めて、本条例以外の関係法令等も遵守する必要があります。

第2条 定義

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）太陽光発電施設　太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が10キロワット以上のもの（当該施設の増設により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）をいう。

（２）太陽光発電施設の設置　太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。

（３）太陽光発電事業　太陽光発電施設を用いて電気を得る事業（得られた電気の全てを自ら使用するものを含む。）をいう。

（４）事業者　太陽光発電事業を行う個人又は法人をいう。

（５）大規模太陽光発電事業者　事業者のうち、太陽光発電施設１箇所当たりの出力が1,000キロワット以上である者をいう。

（６）事業区域　太陽光発電事業の用に供する土地の区域（太陽光発電施設をため池その他の水上に設置する場合にあっては、当該水上の区域を含む。）をいう。

（７）設置規制区域　次に掲げる区域をいう。

ア　森林法（昭和26年法律第249号）第５条第１項に規定する地域森林計画に定める民有林の区域及び同法第25条第１項の規定により指定された保安林

イ　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項の規定により指定された地すべり防止区域

ウ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

エ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の警戒区域

オ　砂防法（明治30年法律第29号）第２条の規定により指定された土地

カ　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第１項の規定に基づき指定された鳥獣保護区のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項の規定により定めた市街化区域を除く区域

キ　自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第１項の規定により指定された特別地域

ク　静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第19条第１項の規定により指定された特別地域

ケ　南アルプス自然環境保全活用連携協議会が定める南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画に規定する核心地域及び緩衝地域

コ　都市計画法第８条第１項第７号の風致地区として静岡市風致地区条例（平成16年静岡市条例第96号）第５条の規定により告示した区域

サ　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号の農用

地区域

シ　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和６年法律第18号）第９条第３項の規定により主務大臣が認定した増進活動実施計画に掲げる地域生物多様性増進活動の区域

ス　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第11条第８項の規定により準用する第９条第３項の規定により主務大臣が認定した連携増進活動実施計画に掲げる連携地域生物多様性増進活動の区域

セ　「自然共生サイト」認定実施要領（令和５年３月27日付け環自計発第2303272号環境省自然環境局長決定）第３条第２項の規定により環境大臣が認定した自然共生サイト

ソ　景観法（平成16年法律第110号）第８条第１項の規定に基づき市長が定める静岡市景観計画に規定する重点地区

タ　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第１項の規定により指定された史跡、名勝及び天然記念物のうち、名勝三保松原及び名勝日本平として指定された範囲

チ　世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき作成される世界遺産一覧表に記載された富士山－信仰の対象と芸術の源泉の構成資産三保松原の資産範囲及び緩衝地帯

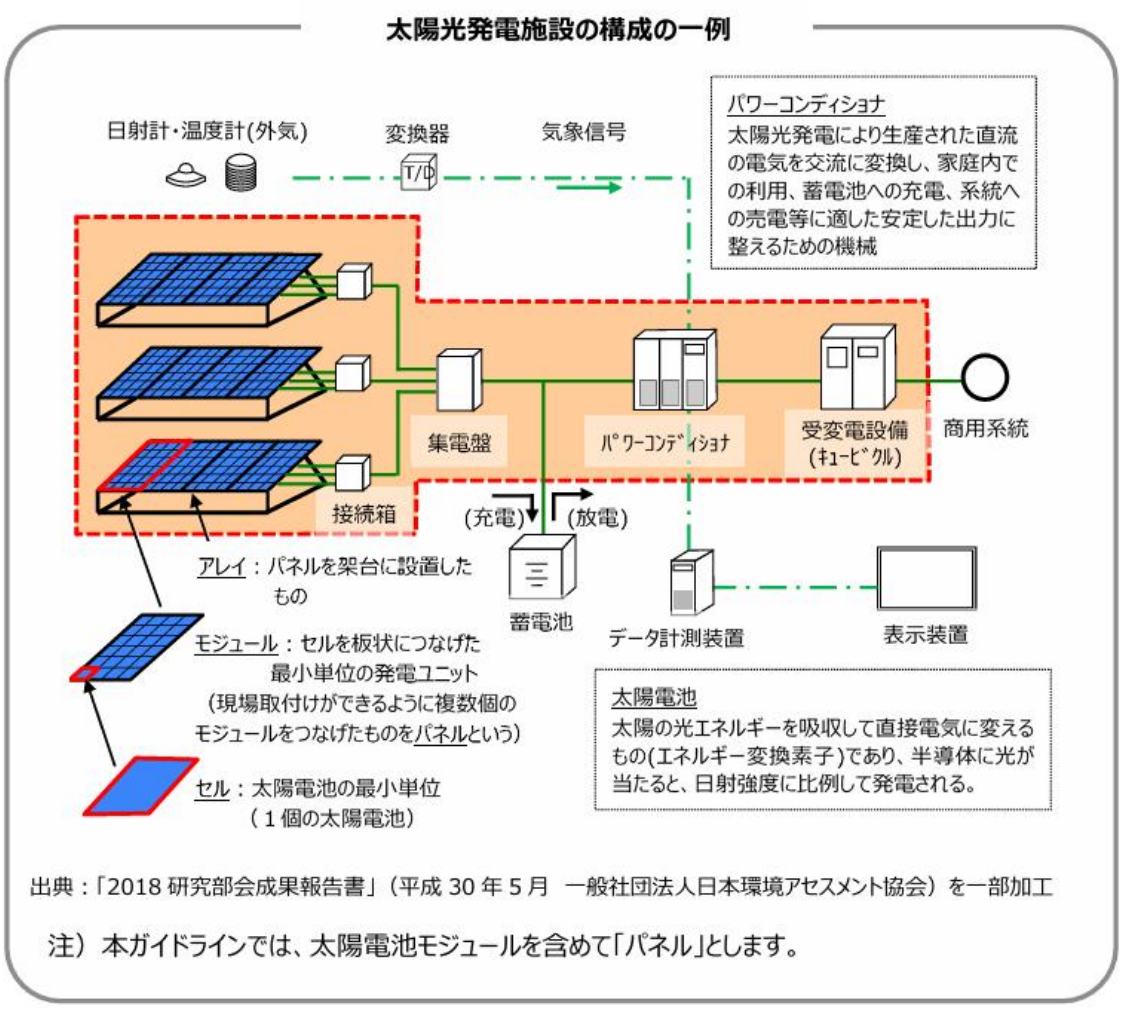
（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(1)太陽光発電施設

太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設で合計出力が10kW以上のものをいいます。このうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物の屋根や屋上、壁面等に設置されるものは除くこととしています。

附属施設とは、太陽光発電事業に関連して設置するパワーコンディショナや接続箱、蓄電池等をいいます。



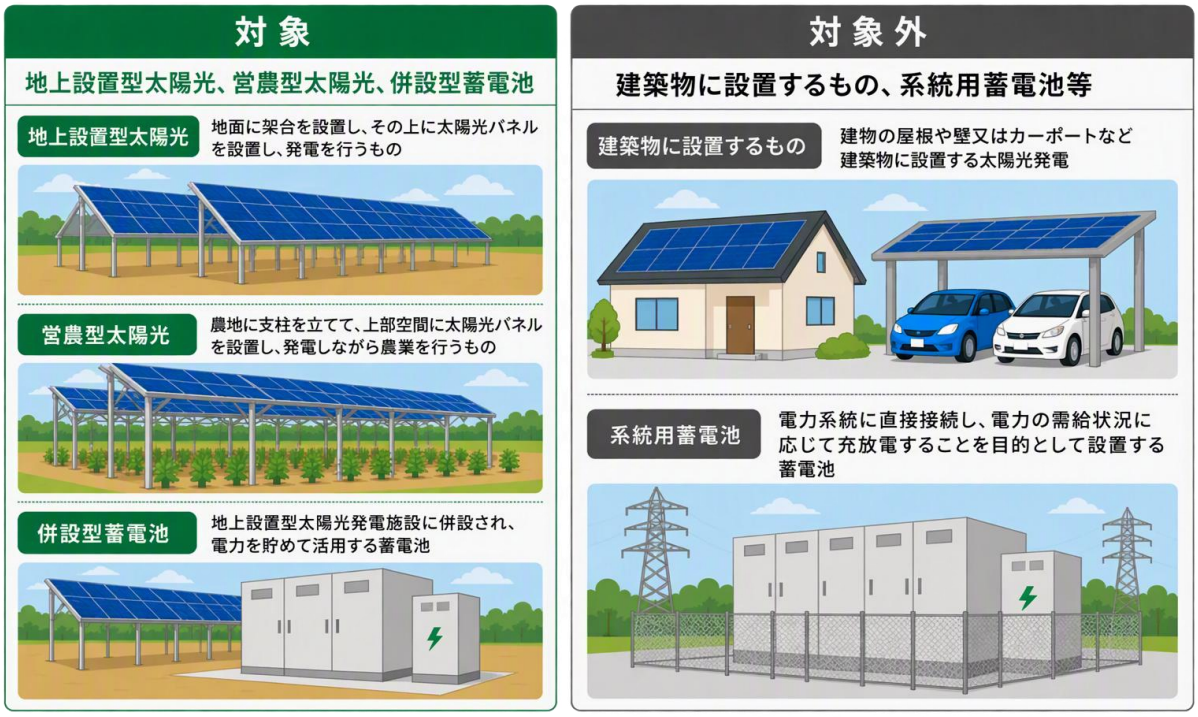
出典：「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和２年３月 環境省）

また、出力とは、各系列における太陽電池モジュール（パネル）の合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値をいいます。

関係法令の規制逃れを図るため、事業者の変更や設置場所の分散等により太陽光発電事業の事業単位の分割を行うことで、一体の開発行為に該当するか否かの判断を困難にさせる事例が散見されています。こうした事例を踏まえ、各開発行為において適正な許可手続が行われるよう、開発行為の一体性については、事業に係る法的・外形的な情報のみならず、太陽光発電施設や事業形態の実態を踏まえ、以下の観点から総合的に判断を行います。

・実施主体の同一性（資本関係や事業譲渡関係、工事施工者、管理主体、地権者等）
・実施時期の同時性（個々の発電設備の工事時期、送電網の接続時期等）
・実施箇所の同一性又は近接性（柵や塀等で区切られた同一構内、変圧器や送配電線等の電気設備や防災施設等の一体性及び近接性、他事業者と共同して隣接を避ける例等）
・工事の同一性（作業同一の工程、手続の同一性等）

※イメージ図



【参考】建築基準法

第２条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　建築物　土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

(2)太陽光発電施設の設置

太陽光発電施設の設置とは、太陽光発電施設を新たに設置することと、増設することの両方を含みます。また、これらの行為に先駆けて行う木竹の伐採や土地の形質の変更を含みます。

太陽光発電施設の増設とは、太陽光発電施設の出力の増加又は事業区域等（沈砂池等の防災施設を含む。）の面積の拡大をいいます。太陽電池モジュールやパワーコンディショナ等の取替による事業区域の変更を伴わない出力の増加や、調整池や沈砂池等の防災施設の新設や増設等に伴う太陽光発電施設の出力の変更を伴わない事業区域の面積の拡大等についても増設となります。

太陽光発電施設の設置に関して、設置工事に「着手」したと認める行為の例は以下のとおりです。

・造成工事（くい打ち、地盤改良、調整池や沈砂池の造成行為等）

・根切り
・山留め
・木竹の伐採（太陽光発電施設の設置を目的としたもの）
着手についての考え方はP.45「第 10 条（１）工事着手届出」も参照してください。

(3)太陽光発電事業

太陽光発電事業とは、太陽光発電施設を用いて電気を得る事業のことをいいます。ＦＩＴ制度等による認定※を受けているか、電気を売却しているか、自家消費しているか等、電気の利用形態は問いません。
※再エネ特措法第 9 条第 4 項の規定による認定

(4)事業者

事業者とは、太陽光発電施設を用いて電気を得る事業を実施する者をいいます。事業者に該当するか否かについて、個人か法人かは問いません。

なお、電気の売買契約期間の終了後などに、ＰＰＡ事業者から需要家に太陽光発電施設を譲渡する場合などは、譲渡があったときから、需要家が事業者となります。このとき、譲渡があった日から 30 日以内に条例第 19 条に基づく地位承継届出書（様式第 17 号）又は附則第 14 項に基づく既存事業者地位承継届出書（様式第 22 号）の提出が必要となりますので、ご留意ください。
※ＰＰＡ:Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略

(5)大規模太陽光発電事業者

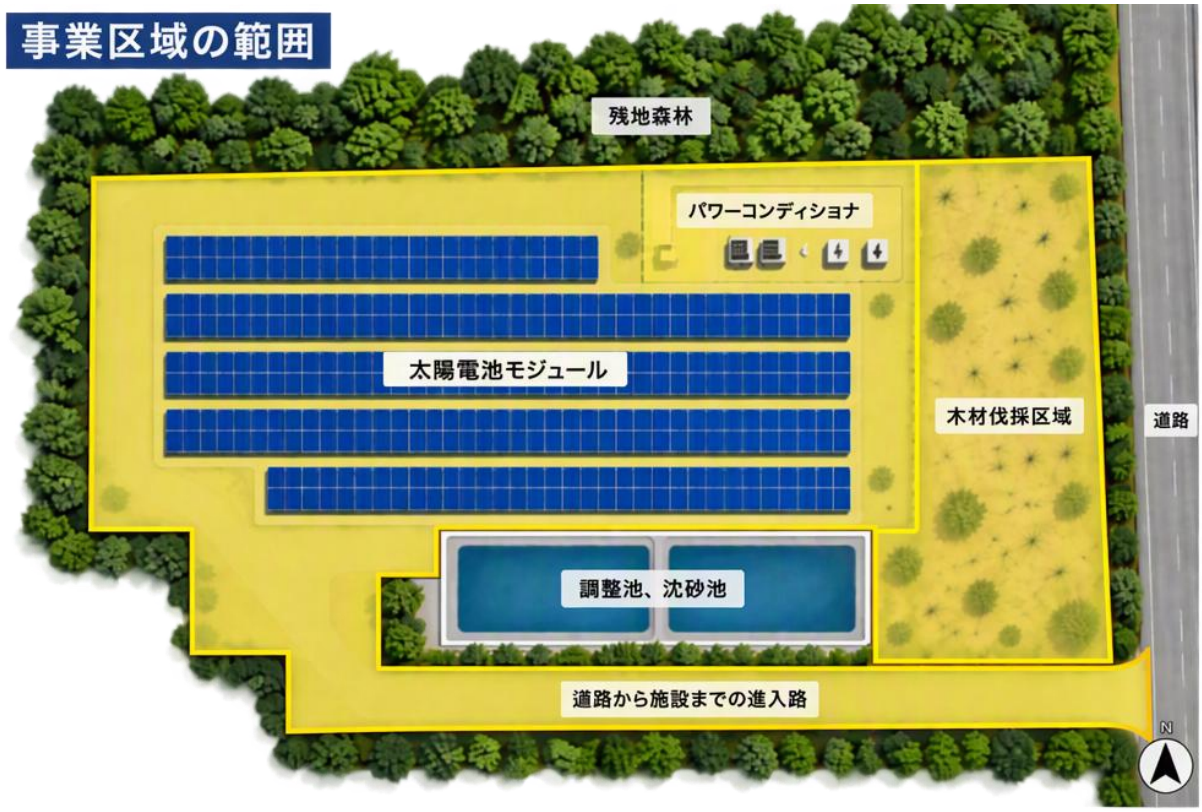
大規模太陽光発電事業者とは、事業者のうち、太陽光発電施設 1 箇所当たりの出力が 1,000kW（メガソーラー）以上の太陽光発電事業を実施する者をいいます。

(6)事業区域

事業区域とは、太陽光発電施設を設置及び管理する上で必要となる土地の区域です。道路から施設までの進入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道等）や敷地を安定させるために造成する部分（法面等を含む。）も含みます。また、継続的又は一体的に使用する場合は、再エネ特措法や電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）などの状況を踏まえ、事業区域を判断します。なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の事業区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に、陸上に設置する附属施設等に必要な土地を加えた区域とします。

次のイメージ図の黄色の部分が事業区域の範囲となります。

※イメージ図



(7)設置規制区域

設置規制区域とは、太陽光発電施設の設置により、土砂災害や環境、景観等に大きな影響を及ぼすことが懸念される以下の 14 の区域のことをいいます。

事業区域の全部又は一部が設置規制区域に該当する場合は、設置規制区域内に設置する施設として扱われます。

事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあるかどうかについては、インターネットを活用して確認するほか、詳細な区域については事前に以下の担当部署へ確認を行ってください。

	設置規制区域	法令所管（連絡先）
1	地域森林計画に定める民有林の区域 （森林法）	静岡県 中部農林事務所　森林整備課 (054-286-9066)
	保安林 （森林法）	静岡県 中部農林事務所　治山課 (054-286-9077) 静岡市 森林経営管理課 (054-221-1627)
2	地すべり防止区域 （地すべり等防止法）	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9317)
3	急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9317)

4	土砂災害（特別）警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	静岡県 静岡土木事務所 企画検査課 （054-286-9322）
5	砂防指定地 （砂防法）	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 （054-286-9317）
6	鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	静岡県 自然保護課 （054-221-2545）
7	自然公園の特別保護地区、特別地域 （自然公園法、静岡県立自然公園条例）	静岡市 環境共生課 （054-221-1466）
8	南アルプスユネスコエコパークの核心地域、緩衝地域 （南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画）	静岡市 環境共生課 （054-221-1357）
9	風致地区 （都市計画法）	静岡市 緑地政策課 （054-221-1249）
10	農用地区域 （農業振興地域の整備に関する法律）	静岡市 農地利用課 （054-266-7234）
11	自然共生サイト （地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律）	環境省 生物多様性のための 30by30 アライアンス事務局 （自然環境計画課） （03-3581-3351（代表））
12	静岡市景観計画に定める重点地区 （景観法）	静岡市 景観まちづくり課 （054-221-1049）
13	名勝三保松原及び名勝日本平の指定範囲 （文化財保護法）	【日本平】　静岡市 歴史文化課 （054-221-1066） 【三保松原】　静岡市 三保松原文化創造センター みほしるべ （054-340-2100）
14	富士山-信仰の対象と芸術の源泉の構成資産三保松原の資産範囲、緩衝地帯 （世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）	静岡市 三保松原文化創造センター みほしるべ （054-340-2100）

※法令所管（連絡先）は令和８年 11 月１日現在の担当部署となります。

ホームページ等で最新の情報を参照してください。

＜設置規制区域設定の考え方＞

① 地域森林計画に定める民有林の区域、保安林での影響

保安林は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境の保全・形成等の目的を達成するために指定される森林区域であり、要件を満たすものに限り、太陽光発電施設の設置は可能です。地域森林計画対象民有林は、森林所有者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林です。

太陽光発電施設を設置するために、区域内の森林を伐採することにより、土砂災害防止やCO_2の吸収や水源の涵養、生物多様性確保などの公益的機能が損なわれるおそれがあります。

② 地すべり防止区域、③ 急傾斜地崩壊危険区域、⑤ 砂防指定地での影響

区域内に太陽光発電施設を設置することにより、設置そのものが土砂災害等のリスクを増大させるおそれがあります。

④ 土砂災害(特別)警戒区域での影響

区域内で土砂災害が発生した場合、施設が破損・崩落・流出等し、周辺や下流域の地域住民等に著しい危険を及ぼすおそれがあります。

⑥ 鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域での影響

区域内に太陽光発電施設を設置することにより、工事中や設置後における樹木の伐採や水面の埋立てによる採餌場の消失、営巣地点の減少など、野生動物の保護を図ることが困難になるおそれがあります。

⑦ 自然公園の特別保護地区、特別地域での影響

自然公園は優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定された公園です。区域内に太陽光発電施設を設置することにより、自然環境や景観へ影響を与えるおそれがあります。

⑧ 南アルプスユネスコエコパークの核心地域、緩衝地域での影響

ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的としたモデル的な地域です。区域内に太陽光発電施設を設置することにより、生態系の保全を図ることが困難になるおそれがあります。

⑨ 風致地区での影響

都市における風致を維持するために定める区域で、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守る必要があります。地区内に太陽光発電施設を設置することにより、良好な風致景観の維持に支障を及ぼすおそれがあります。

⑩ 農用地区域での影響

農用地区域は、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域です。区域内に太陽光発電施設を設置することにより、豊かな田園風景の維持や土砂災害・洪水防止などの多面的機能に影響を及ぼすおそれがあります。

⑪ 自然共生サイトでの影響

自然共生サイトは民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域です。区域内

に太陽光発電施設を設置することにより、生物多様性の保全に影響を与えるおそれがあります。

※本条例における「自然共生サイト」とは、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和６年法律第 18 号）の施行までに環境大臣が認定した自然共生サイト（認定の有効期間内にあるもの）及び、同法施行（令和７年４月１日）後に主務大臣が認定した増進活動実施計画等に掲げる地域生物多様性増進活動等の区域をいいます。

⑫ 静岡市景観計画に定める重点地区での影響

重点地区は地区独自の良好な景観を形成しており、地区内に太陽光発電施設を設置することにより、周辺景観へ影響を与え、独自の良好景観を損なうおそれがあります。

⑬ 名勝三保松原及び名勝日本平の指定範囲での影響

名勝は、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等その他名勝地で日本にとって芸術上、鑑賞上価値が高いもの」であり、そのうち、重要なものを国が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき指定し保護しています。太陽光発電施設の色彩や物理的な存在が、名勝地の持つ本来の風致景観と調和せず、著しい景観阻害の要因となるおそれがあります。

⑭ 富士山-信仰の対象と芸術の源泉の構成資産三保松原の資産範囲、緩衝地帯での影響

富士山世界文化遺産構成資産である三保松原は、世界文化遺産の顕著な普遍的価値を具体的に証明するものとして選ばれた「構成資産」と物理的又は景観上の負の影響が想起しうる範囲として設定された「緩衝地帯」から構成されています。太陽光発電施設の色彩や物理的な存在が、富士山の顕著な普遍的価値に対する物理的又は景観上の負の影響を与えるおそれがあります。

第3条 市の責務

（市の責務）
第３条　市は、第１条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境、生活環境及び景観の保全を確保するため、市が必要な措置を適切かつ円滑に講ずることを規定しています。

第4条 事業者の責務

（事業者の責務）

第４条　事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令の規定を遵守するとともに、災害の発生を防止し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために規則で定める必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の検討段階から第６条第１項各号に規定する者に十分な情報提供及び説明を行うとともに、その太陽光発電事業の実施について理解を求め、良好な関係を築かなければならない。

３　事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、次に掲げる費用を確保しなければならない。

（１）太陽光発電施設の維持管理に要する費用

（２）太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用（以下「廃棄等費用」という。）その他の太陽光発電施設の廃止に要する費用

（事業者が講ずる措置）

第３条　条例第４条第１項の規則で定める必要な措置は、次に掲げる措置とする。

（１）防災、環境保全、景観等の観点から、太陽光発電施設の設置に当たり適正な土地の選定、開発計画の策定並びに太陽光発電施設の設計及び施工を行うこと。

（２）太陽光発電施設の設置の工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん、廃棄物等が、地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。

（３）太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。

（４）太陽光発電施設の防災、環境保全、景観等の観点から講ずる対策が、計画どおり適正に実施されているかを随時確認し、災害の発生の防止並びに良好な自然環境、生活環境及び景観の保全への配慮を行うこと。

（５）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第２条の３第１項に規定する交付期間及び同法第３条第２項に規定する調達期間が終了した後も、可能な限り太陽光発電施設を使用して太陽光発電事業を継続すること。

（６）太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全、景観等の観点から必要な措置を講ずること。

(1)関係法令の遵守

事業者は、条例や規則を遵守するのはもちろんのこと、太陽光発電施設の設置に係る様々な関係法令等についても遵守してください。事業者の責任において、法令を所管する行政機関へ問い合わせをするなど、手続が必要か否かを確認する必要があります。

なお、遵守すべき関係法令については、静岡市公式ホームページにて一覧を示しています。

静岡市公式ホームページ：https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s012262.html

(2)防災、環境保全、景観等の観点から事業者が講ずる措置

本市では、防災、環境保全、景観等に配慮がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施され、適正な維持管理に向けた事業者への指導を実効性をもって行うため、事業者が特に必要な措置を講じなければならない事項について以下を規定しています。合理的な理由なく、義務の履行がなされない場合等は、本条例に基づく指導等の対象となりますので、十分ご留意ください。

それぞれの事項については、事業計画策定ガイドラインや、環境配慮ガイドラインにも記載されています。

① 適正な土地の選定

太陽光発電事業者による土地開発行為は、適切な措置を行わない場合、周辺への雨水や土砂の流出、地すべり等を発生させるおそれがあります。このような事象によって、発電設備の破損などによる発電機会の損失にとどまらず、発電設備の修繕費用や、地域住民など周辺に生じた被害への賠償責任が生じることもあり、事業が継続困難となることもあります。そのため、土地及び周辺環境の調査・土地の選定に当たっては、土砂災害の防止、土砂流出の防止、水害の防止、水資源の保護、植生の保護、希少野生動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺の景観との調和などに配慮するとともに、反射光等による地域住民の住環境への影響がないように考慮することが必要です。

② 設置工事時の周辺環境への配慮

太陽光発電施設の施工に当たっては、工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん、廃棄物等が、地域住民等及び周辺の環境に影響を与える可能性があります。影響が懸念される場合は、工事計画や工法を検討するなど、地域住民や周辺環境に配慮した施工を行う必要があります。

③ 運転開始後の施設の管理及び周辺環境への配慮

太陽光発電事業を継続的かつ適切に実施するためには、太陽光発電施設の安全確保、発電性能維持のみでなく、周辺環境や地域住民等に対して危険が及んだり生活環境を損なったりすることがないよう配慮が必要です。

事業者が随時確認を行うべき事項としては、以下のような例が挙げられます。異常等が確認された場合、適宜対策を講じてください。

・排水計画や土砂流出の防止対策の状況
・地域住民等への連絡体制の確保状況
・太陽光発電施設の運転状況

・太陽電池モジュールの設置状況（架台に設置するねじのゆるみ等）

・設置した柵塀及び標識の状態等

また、住宅地等に隣接して設置される太陽光発電施設においては、パワーコンディショナから発せられる稼働音による騒音のほか、太陽電池モジュールからの反射光により、光害が発生する場合があることが指摘されています。このため、太陽光発電施設の設計段階において、これらの影響が発生しないよう適切な措置を講ずる必要があります。

太陽光発電事業を開始した後に、地域住民等から事業に関する苦情や意見等の申出があった場合には、適切かつ丁寧に対応する必要があります。

④　太陽光発電事業の継続

太陽光発電施設は、適切に運転されれば、再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間（最長20年）を終了した後も、必要な設備を更新しつつ、当該施設を活用して発電を継続できると想定されています。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大が求められる中、太陽光発電施設についても、適宜設備を更新することなどにより、可能な限り事業を継続するよう努めることが求められます。

⑤　事業廃止後の適正な措置

事業廃止後の発電施設の管理に際して、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電施設に近づかないよう、適切な措置を講じた上で、発電施設の撤去及び処分を可能な限り速やかに行ってください。

太陽光発電施設を撤去した後の土地については、土砂流出等がないよう安全対策を行い、自然環境や景観等に配慮し、原状回復、植林等の必要な措置を講じてください。

発電施設を撤去・処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守するほか、環境省が策定する太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを参照し、リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）に努めた上で、適正な処理を行ってください。

撤去などに関して、土地所有者や地域住民等と条件や約束（例：原状復帰や事業終了後の土地の緑化など）を取り決めた場合は、その内容に従い必要な措置を講じてください。

(3)地域住民等への説明

事業者は、防災、環境保全、景観等について地域住民等が不安を抱かないよう、事業を実施しなければなりません。このため、地域住民等に事業計画の十分な説明を行い、理解を求めなければならないと規定しています。また、地域住民等との良好な関係を築かなければならないことも規定しています。このことについては、P.29「第6条　地域住民等への説明等」を参照してください。

(4)維持管理及び廃棄等費用の確保

① 維持管理費用の確保

安定した事業継続ができるように、維持管理に要する費用（保守点検費用、修理費用等）を確保しておく必要があります。

② 廃棄等費用の確保

ＦＩＴ制度等を活用している事業者の多くは、廃棄等費用積立制度により、調達期間/交付期間終了日から起算して 10 年前の日以降、最初の検針日から外部積立てが開始されます。しかし、何らかの不測の事態により、外部積立てが開始される前に事業を継続できなくなり、太陽光発電施設を撤去することとなる場合が想定されます。また、ＦＩＴ制度等を活用していない場合は外部積立ての制度の対象外となっています。

このため本条例では、設置規制区域内に設置する新規施設について、放置されると特に周辺環境への影響が大きいことから、廃棄等に要する費用（保証金）を事前に金融機関に預け入れることを義務付けています。

また、金融機関に預け入れられた保証金については、市を質権者とする質権設定契約を締結した上で、事業者が措置命令を受けたにもかかわらず、命令に係る措置を履行しないことにより著しい支障が生じると認められる場合、市が行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）に基づき行う、災害の発生の防止等のために講ずる措置に要する費用のうち、廃棄等費用に該当するものに充てることができるとしています。

なお、設置規制区域内に設置する新規施設に限らず、すべての施設において、太陽光発電事業の実施に当たり廃棄等費用を積み立てるなどして、確保しておかなければなりません。

(5)損害賠償責任保険等への加入

近年の激甚化する災害により、太陽光発電施設が被害を受ける可能性も十分に想定されます。また、何らかの不測の事態により、第三者に被害を与え、賠償責任を負う可能性もあります。そういった事態に備え、損害賠償責任保険や火災・地震保険その他必要な保険の加入に努めてください。

なお、条例施行日（令和８年 11 月１日）以降に工事着手する大規模太陽光発電事業者については、加入は義務となります。詳細はP.65「第 18 条　大規模太陽光発電事業者の保険又は共済への加入」を参照してください。

また、増設等により出力が 1,000kW 以上となる事業者は、変更工事を行う日から損害賠償責任保険に加入しなければなりません。設置許可申請や事業計画の届出の際に加入予定の保険について記載してください。さらに、変更後の運転開始までに、損害賠償責任保険、火災、地震保険等への加入を証明する書類を提出してください。

第5条 土地所有者等の責務

（土地所有者等の責務）
第５条　土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観を損なうおそれのある太陽光発電事業を行おうとする事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

土地所有者及び占有者の責務として、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならないことを規定しています。

第6条 地域住民等への説明等

（地域住民等への説明等）
第６条　次条の許可を受けようとする者又は第12条の規定による届出をしようとする者（以下「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、次に掲げる者（以下「地域住民等」という。）に対し、事業計画の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。
（１）当該申請等に係る事業区域又は事業区域に隣接する土地の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者及び太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者
（２）当該申請等に係る事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
（３）前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
２　事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
３　前２項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（地域住民等への説明を要しない事業計画の軽微な変更）
第４条　条例第６条第３項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
（１）事業者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
（２）事業名称の変更
（３）事業区域の登記地目又は利用状況
（４）設置規制区域内で太陽光発電事業を行う理由の変更
（５）工事の着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日の変更
（６）維持管理計画の変更
（７）条例第６条第１項の規定による地域住民等への説明状況の変更
（８）条例第16条第３項の規定による維持管理計画の公表の方法の変更
（９）関係法令に基づく手続の状況の変更
（10）条例第18条第１項及び第２項の規定に基づき加入した保険の加入状況の変更
（11）その他市長が軽微と認める変更

(1)地域住民等への説明

設置許可申請者等は、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域

環境に影響を受けるおそれがある地域に住む住民等に、事業計画作成の初期の段階から、事業計画の内容を説明しなければなりません。また、地域住民等からの意見を踏まえて、計画を見直す等、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。近隣に住民がいないような場合でも、事業区域の下流の住民が使用している井戸水の水源が付近にあるなど、関係する地域環境に影響を生じる可能性がありますので、幅広い観点で検討することが重要です。

なお、事業計画を変更した場合にも、同様の対応をとる必要があります。

(2)説明の対象となる地域住民等

設置許可申請者等は、地域住民等との良好な関係構築を図るに当たり、事業計画作成の初期の段階で、下表の＜地域住民等の範囲＞を参考に、説明すべき地域住民等を自ら確認し、把握してください。不明な点等ございましたら市にご相談ください。

事業実施により影響を及ぼすか否かは、設置する太陽光発電施設の規模や立地の状況等により個別に考える必要があります。

＜地域住民等の範囲＞

1	・事業区域又は事業区域に隣接する土地の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体の区域に居住する者 ・太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者 (参考) 著しい影響を受けるおそれがある地域の目安 太陽光発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が、次の場合に応じて掲げる一定の範囲内に居住する者 ①　低圧（出力 50kW 未満）：100m ②　高圧（出力 50kW 以上 2,000kW 未満）又は特別高圧（出力 2,000kW 以上）（③の場合を除く）：300m ③　環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第１種事業に限る。）：１km
2	事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者
3	事業区域に隣接する土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

(3)説明の方法

地域住民等へ説明を行う方法は、原則、説明会の開催としています。説明会の開催が難しい場合は、戸別訪問、ポスティング、回覧板への掲載等の方法により説明してください。

なお、地域住民等の意見を踏まえ、事業計画の一部を変更する等の対応が必要となる場合がありますので、事業の計画を立案・変更した場合にはできるだけ早期に地域住民等への説明を行う必要があります。

①　説明会の開催

・開催場所は、公民館等の地域住民等が参集しやすい場所とします。

・開催日時は、夜間・休日等、地域住民等が参集しやすい日時とします。

・開催回数の検討に当たっては、地域住民等の人数、開催場所の規模等を考慮してください。

・説明会の周知は、町内会の回覧、ポスティング等を活用し、漏れなく行ってください。

② 個別説明

・個別に住民宅を訪問し、直接説明を行ってください。

・地域住民等が不在の場合にも、曜日や時間を変えて複数回訪問するなど、説明の機会の確保に努めてください。

・どうしても直接の説明ができない場合は、その旨を記録した上で、書面等、他の方法によるコミュニケーションを図ってください。

・事業者の変更が伴う場合、原則として、旧事業者と新事業者の名義で実施してください。

③ その他

・ポスティング、町内会等の回覧等による情報提供を行ってください。

・事前にホームページアドレス等を周知した上で、インターネットの活用を図ってください。インターネットの利用が難しい方々へも配慮してください。

・回覧、ポスティング、インターネット等の活用の際には、問い合わせ先の電話番号等を明示し、地域住民等からの質問・申出等に適切に対応できるようにしてください。

(4)関係法令に規定される住民説明との関係について

本条例の他にも、太陽光発電施設の設置や設置に関係する開発行為を行うに当たって住民説明を義務付けている関係法令があります。それらの法令に規定する住民説明と本条例に規定する地域住民等への説明を一体で行うことも可能です。

(5)説明の内容及び講ずべき措置

事業者は、地域住民等に対して、太陽光発電事業の計画をフォトモンタージュ（合成写真による完成予想図）や図表など分かりやすい資料を用いて丁寧に説明し、理解が得られるよう努めなければなりません。このほか、地域住民等の意見を踏まえて、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

地域住民等への説明や講ずべき措置に不足や不備等があると認められる場合には、本条例に基づき、指導・助言等を行います。正当な理由なく従わない場合には勧告や措置命令、公表、罰則が行われる可能性があります。なお、ＦＩＴ制度等による事業計画の認定の取消しとなる場合も想定されますので、特にご留意ください。

＜説明内容＞

	項目	内容
①	事業計画の概要	・事業者 ・事業名称 ・事業区域（面積）、出力 ・該当する設置規制区域（設置規制区域内に設置する場合） ・保険への加入状況　等

②	関係法令の遵守状況	・手続の要否 ・許可等の取得状況 ・取得手続スケジュール　等
③	施設の設置工事の概要	・工事着手/完了、運転開始、事業廃止予定日 ・工事のスケジュール ・設計の概要　等
④	維持管理の概要	・維持管理責任者 ・維持管理を行う者（委託の場合は委託先） ・維持管理の内容・方法等 ・施設の周辺において土砂の流出その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合に講ずる措置の内容及び実施体制 ・施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及び実施体制 ・災害その他非常の場合に連絡すべき地域住民等の範囲 ・災害その他非常の場合の市への報告方法 ・維持管理に要する費用 ・維持管理の結果の記録方法
⑤	廃止後において行う措置に関する計画	・廃棄物の処理、跡地の整地・緑化・修景等の措置 ・廃棄等費用の確保状況
⑥	その他、地域住民等が求める情報	（例） ・土地の権原取得状況（事業区域の所有権その他の使用の権原の取得有無　等） ・事業者の関係者(主な出資者を含む)情報（事業者が法人の場合、代表者及び役員の氏名・概要、出資者、保守点検責任者　等）

(6)説明の記録

説明内容や、説明会の出席者、地域住民等から寄せられた意見や質問、それに対して行う措置などは、設置許可申請書（様式第１号）や事業計画届出書（様式第 12 号）を提出する際の添付資料として、地域住民等説明実施記録※（別紙１）に記載し市に提出する必要があります。

地域住民等説明実施記録※（別紙１）に記載等していただきたい事項は以下のとおりです。

説明方法	・説明会（説明会の開催日時、開催場所） ・戸別訪問による書面配布 ・ポスティングによる書面配布 ・インターネット上で事業計画の内容を閲覧に供するとともに、主たるホームページアドレスを回覧板に掲載する方法 ・その他
説明会を実施しない場合はその理由	（例）地域住民の方々より説明会ではなく個別訪問を行うように要望があったため。
説明の対象となる地域住民等	・条例第６条第１項に規定する説明の対象となる地域住民等を記載 （例）○○自治会、○○地区等（地域住民等の氏名又は自治会等の名称等
説明の状況及び対応方法	・説明の内容 ・地域住民等からの質問や意見等 ・地域住民等からの質問や意見等に対する回答及び周知方法 ・説明実施後に講ずる措置、当初計画からの変更点

※地域住民等説明実施記録は任意様式です。必要事項を満たしていれば、独自に作成した様式を使用することも可能です。

(7)事業計画変更時の住民説明

次に掲げる項目以外の事項を変更する場合は、事業計画作成時と同様に、「(１) 地域住民等への説明」から「(６) 説明の記録」までの手続を行ってください。なお、地域住民等説明実施記録（別紙１）は設置変更許可申請書（様式第４号）又は事業計画変更届出書（様式第 14 号）に添付して提出してください。地域住民等への説明を不要とする軽微な変更については、以下のとおりです。

＜地域住民等への説明を不要とする軽微な変更＞

・氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
・事業名称
・事業区域の登記地目又は利用状況
・設置規制区域内で太陽光発電事業を行う理由
・工事着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転開始又は太陽光発電事業廃止の予定年月日
・維持管理計画
・地域住民等への説明状況
・維持管理計画の公表方法
・関係法令に基づく手続状況
・大規模太陽光発電事業者の保険の加入状況
・その他市長が軽微と認める変更

(8)地位承継時の住民説明

太陽光発電事業の全部が譲渡、又は設置許可を受けた者、事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割され、その地位を承継した場合については、地位の承継 P.67「第 19 条 地位の承継」に当たりますので、地域住民等への説明を行うように努めてください。

第7条 設置規制区域内への設置許可

（設置規制区域内への設置許可）
第７条　事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、当該太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

（設置許可の申請等）
第５条　設置許可を受けようとする者は、設置許可申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
（１）位置図
（２）事業区域図
（３）配置図
（４）造成計画平面図及び縦横断図
（５）調整池、沈砂池、擁壁等の構造図及び設計計算書（これらを設置する場合に限る。）
（６）排水計画に係る平面図及び断面図
（７）太陽光発電施設の構造図
（８）次条第１号の規定により市長が告示する事項に適合することを確認できる書類
（９）現況の写真
（10）維持管理計画（様式第２号）
（11）その他市長が必要と認める書類
２　市長は、設置許可をしたとき、又は設置許可をしなかったときは、設置許可・不許可通知書（様式第３号）により設置許可申請者に通知するものとする。

(1)設置規制区域内への設置

事業計画の策定等に当たっては、原則、設置規制区域外に設置することを検討してください。

やむを得ない事情により設置規制区域に太陽光発電施設を設置する必要がある場合には、規則第５条に定める設置許可申請書（様式第１号）を提出し、設置許可の基準等に該当しているか否かの審査を経て、設置許可を受けなければなりません。

なお、設置規制区域に近接する区域において太陽光発電施設の設置計画を策定しなければならない場合であっても、設置規制区域に影響を与えない（設置規制区域に影響を及ぼすような木竹の伐採や土地の形質の変更等を行わない）計画とするよう、必要な措置を講じてください。

(2)設置許可申請書の提出

①　提出方法等

設置許可申請書（様式第１号）を提出する場合は、次の「提出書類の事前確認フォーム」か

ら事前確認の上、提出してください。

＜事前確認＞

提出書類の事前確認フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

＜提出方法＞

提出書類一式を、以下の両方の方法により提出してください。

・紙（郵送又は直接窓口）

〒420-8602

静岡市葵区追手町 5 番 1 号（静岡庁舎新館 13 階）

環境局　環境共生課　環境影響評価係

・電子

提出書類の申請・届出フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

② 添付書類

設置許可申請書（様式第 1 号）には、規則に掲げる書類を添付し、事業区域の位置や太陽光発電施設の配置状況、設置許可の基準等を満たすために講じる措置等を明示してください。添付書類の詳細は下表のとおりです。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
1　位置図	1/10,000 以上	（1）方位 （2）事業区域の位置 （3）周辺の土地利用及び地形の状況 （4）周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 （5）事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 （6）関係法令に基づく規制区域等
2　事業区域図	1/2,500 以上	（1）方位 （2）事業区域の境界 （3）土地の形状 （4）市町界 （5）市町の区域内の町又は字の境界 （6）事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
3　配置図	1/1,000 以上	（1）方位 （2）事業区域の境界 （3）道路及び目標となる地物 （4）工作物の位置、形状及び寸法 （5）事業区域内に保全する森林等並びに事業区域周辺の残置森林の位置、形状及び面積 （6）事業区域内の植栽計画 （7）事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状 （8）事業区域内及び事業区域周辺の調整池、沈砂

		池、擁壁等の位置、形状
4　造成計画平面図及び縦横断図	1/1,000 以上	（1）方位 （2）事業区域の境界 （3）切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状 （4）木竹の伐採又は切土等の面積 （5）切土等を行った後の地盤面の計画高 （6）崖又は擁壁の位置 （7）法面の保護の方法 （8）縦横断線の位置
5　調整池、沈砂池、擁壁等の構造図及び設計計算書（これらを設置する場合に限る。）	1/50 以上	（1）調整池、沈砂池、擁壁等の構造各部の仕上がり寸法 （2）調整池、沈砂池、擁壁等の材料の種別及び寸法 （3）擁壁にあっては、裏込めコンクリートの寸法 （4）擁壁にあっては、透水層の位置及び寸法 （5）擁壁にあっては、水抜穴の位置、材料及び内法寸法 （6）擁壁にあっては、基礎ぐいの位置、材料及び寸法 （7）擁壁を設置する前後の地盤面 （8）基礎地盤の土質 （9）調整池にあっては、水位及び容量
6　排水計画に係る平面図及び断面図	1/500 以上	（1）排水区域の区域界 （2）排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称
7　太陽光発電施設の構造図	1/50 以上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
8　規則第６条第１号の規定により市長が告示する事項に適合することを確認できる書類	指定なし	（1）太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項 （2）太陽光発電施設の設置に係る自然環境の保全に関する事項 （3）太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和に関する事項 （4）太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項 （5）太陽光発電施設の維持管理に関する事項 （6）太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項 （7）その他市長が必要と認める事項
9　現況の写真	指定なし	事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
10　維持管理計画（様式第２号）	指定なし	
11　その他市長が必要と認める書類	指定なし	（1）関係法令の手続に関する書類（収受印の押された届出書の写し、許認可証等の写し、関係法令の手続書類など） （2）再エネ特措法第９条第４項に基づく認定通知書の写し※認定を受けている場合に限る。 （3）事業者を確認するための書類（個人にあっては住民票（本籍地（外国人にあっては、国籍）が記載されたものに限る。）、法人にあっては登記事項証明書） （4）事業区域及びこれに隣接する土地について確認するための書類（事業区域及びこれに隣接する土地に係る土地の登記事項証明書、事業

		区域に係る土地の公図の写し） （５）所有権以外の権利に基づいて事業区域に係る土地を使用する場合にあっては、その使用権を確認するための書類（賃貸借契約書、使用承諾書その他これらに相当するもの） （６）工事工程表及び施工体系図 （７）委任状（代理者が手続を行う場合）

※これらの書類の他にも、必要と認められる場合は追加で提出を求めることがあります。

※必要に応じて複数の書類を一つにまとめることや、一つの書類を分割することが可能です。

第8条 設置許可の基準等

（設置許可の基準等）
第８条　市長は、前条の許可（以下「設置許可」という。）の申請があった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準等に適合していると認められるときに限り、これを許可するものとする。
２　市長は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。
３　前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合については、適用しない。
４　設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設については、第12条の規定による届出があったものとみなす。

（設置規制区域内における設置許可の基準等）
第６条　条例第８条第１項の規則で定める基準等は、次に掲げるものとする。
（１）次に掲げる太陽光発電施設の設置に関する事項であって、市長が告示するものに適合していること。
　ア　太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項
　イ　太陽光発電施設の設置に係る自然環境の保全に関する事項
　ウ　太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和に関する事項
　エ　太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項
　オ　太陽光発電施設の維持管理に関する事項
　カ　太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項
　キ　アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（２）関係法令の手続を必要とする場合は、当該手続が行われていること。
（３）条例第22条第１項に規定する保証金の預入がされ、同条第３項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。

(1)太陽光発電施設の設置許可の基準等

設置許可を受けるためには、設置許可の基準等を満たす必要があります。

①　設置許可の基準等の規定の背景

太陽光発電施設については、景観・眺望の阻害や太陽光パネルの反射光による生活環境の影響、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画の地域住民等への説明不足等への対応が課題となっています。

こうした中で、関係法令による一定の行為制限があるものの、制限項目や適用規模により適用を受けない基準もあり、一定の水準を保持した太陽光発電施設として地域との調和を図って

いくことが難しい状況にありました。

このため、規則第6条第1号のとおり、太陽光発電施設について、防災上の措置に関する事項、自然環境の保全に関する事項、景観との調和に関する事項、施設の安全性の確保に関する事項などの設置に関する基準を設けるとともに、維持管理や廃止後において行う措置に関する事項も含めた太陽光発電施設の設置に関する基準（技術基準）を設けています。

この基準に加え、第2号では施設の設置に当たり関係法令による許認可等を必要とする場合はその手続が行われていること、第3号では設置規制区域内に設置する新規施設について、条例第22条第1項に規定する保証金の預入がされ、市との質権設定契約が締結されていることを許可の基準等としています。このことについては、P.72「第22条　保証金の預入及び管理」を参照してください。

なお、技術基準については、規則第6条第1号のとおり別に告示（令和8年静岡市告示第545号）し、この基準を解説する「技術マニュアル」において、その具体の運用を示しています。

技術マニュアルについては、静岡市公式ホームページに掲載しています。

静岡市公式ホームページ：https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s012262.html

②適合性の確認を省略できる技術基準

例えば、森林法の規定に基づく林地開発許可の対象となる場合には、技術基準のうち、防災上の措置に関する事項の適合性の確認を省略するなど他法令における法的手続と同様の行為制限となる場合、技術基準の当該部分について適合性の確認を省略できることとしています。省略可能な技術基準については、「技術マニュアル」をご覧ください。

③設置許可の基準等の適用規模・適用時期

本条例では、設置許可の基準等の適用については、事業区域の規模にかかわらず、条例施行後に設置許可申請及び変更許可申請を行う際に適用されることとなります。

(2)設置許可・不許可の判断までの標準処理期間

設置許可申請から許可・不許可の判断までの標準的な処理期間は、60日間程度（補正に要する期間、市の休日（土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日）を除く。）となります。事業規模や設置規制区域にかかる範囲等などによって処理に時間がかかる場合がありますので、余裕をもって申請してください。変更許可申請時も同様です。

なお、事前相談の段階においても、同程度の期間がかかる場合がありますので、余裕をもって事業を計画してください。

(3)許可条件

市長は、設置許可の基準等に該当するとして設置許可を行うに当たって、必要な限度において、条件を付すことができるとしています。

(4)設置規制区域の変更により、事業区域の全部又は一部が設置規制区域内となった太陽光発電施設の取扱い

事業区域の全部が設置規制区域外にある太陽光発電施設について、その事業区域の全部又は一部が、条例施行日（令和８年 11 月１日）以降に新たに設置規制区域として設定された場合は、設置許可の申請は不要です。

(5)設置規制区域の変更により、事業区域の全部が設置規制区域外となった太陽光発電施設の取扱い

設置規制区域の変更により、既に設置許可を受けた太陽光発電施設の事業区域の全部が、設置規制区域から外れたときは、手続は不要です。このとき、設置許可の効力は失われ、条例第 12 条の規定による事業計画の届出があったものとみなします。

第9条 変更許可

（変更許可）
第９条　設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
２　設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
３　前条第１項及び第２項の規定は、変更許可の場合について準用する。

（変更許可の申請等）
第７条　変更許可を受けようとする者は、設置変更許可申請書（様式第４号）に第５条第１項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。
２　市長は、変更許可をしたとき、又は変更許可をしなかったときは、設置変更許可・不許可通知書（様式第５号）により通知するものとする。
第８条　第４条の規定は、条例第９条第１項ただし書の規則で定める軽微な変更について準用する。
２　条例第９条第２項の規定による届出は、軽微変更届出書（様式第６号）を提出して行うものとする。

(1)変更許可

設置許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更許可を受けなければなりません。

許可を受けた事項の変更には、事業区域や出力の変更のほか、太陽電池モジュールの一部撤去等も該当します。これは、設置許可に当たっては、添付書類により、設置規制区域における太陽電池モジュールの配置やその他の状況を確認しており、確認した事項が変更される場合は、改めてその内容を確認する必要があるためです。

破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナの単なる取替え、架台の修理、交換等の太陽光発電施設の機能を維持するための行為は含みません。

なお、変更許可の申請の前に条例第６条に基づき地域住民等に対し、変更内容について説明する義務があります。このことについては、P.29「第６条　地域住民等への説明等」を参照してください。

(2)変更許可の条件

変更許可の申請があった場合においては、設置許可申請と同様に、当該申請に係る太陽光発電施設が、市長が定める設置許可の基準等に該当すると認めるときに限り、変更を許可します。

また、変更許可に当たっても、必要な限度において、条件を付すことができることとしています。

(3)設置変更許可申請書の提出

変更許可を受けるに当たっては、設置変更許可申請書（様式第4号）を提出しなければなりません。また、当該申請書の提出に際しては、変更しようとする部分を明確にした書類を添付しなければなりません。

なお、書類の添付に際して、変更部分が設置規制区域にあたる場合は、添付書類に変更部分と設置規制区域の関係を明確に記載してください。提出する際は、次の「提出書類の事前確認フォーム」から事前確認の上、提出してください。

＜事前確認＞

提出書類の事前確認フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

＜提出方法＞

提出書類一式を、以下の両方の方法により提出してください。

・紙（郵送又は直接窓口）

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号（静岡庁舎新館13階）

環境局　環境共生課　環境影響評価係

・電子

提出書類の申請・届出フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

(4)軽微な変更

太陽光発電施設の安全性に影響を及ぼさない軽微な変更については、変更許可を要さず、軽微変更届出書（様式第6号）の提出で足りることとします。提出する際は、次の「提出書類の事前確認フォーム」から事前確認の上、提出してください。

＜事前確認＞

提出書類の事前確認フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

＜提出方法＞

提出書類の申請・届出フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

なお、軽微な変更については、地域住民等への説明は不要です。

軽微な変更は以下に掲げる事項とします。

＜軽微な変更＞

・氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

・事業名称

・事業区域の登記地目又は利用状況

・設置規制区域内で太陽光発電事業を行う理由

・工事着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転開始又は太陽光発電事業廃止の予定年月日

・維持管理計画

・地域住民等への説明状況

・維持管理計画の公表方法

・関係法令に基づく手続状況

・大規模太陽光発電事業者の保険の加入状況

・その他市長が軽微と認める変更

＜変更許可・軽微変更届出の整理表＞

変更事項	変更許可	軽微変更届出（地域住民等への説明不要）
氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○※1
事業名称		○
事業区域（予定地）	○	
事業区域（予定地）の面積	○	
事業区域（予定地）の登記地目又は利用状況		○
出力	○	
設置規制区域内で太陽光発電事業を行う理由		○
地域住民等への説明状況		○
工事の設計の概要		○※2
関係法令に基づく手続状況		○
工事着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転開始又は太陽光発電事業廃止の予定年月日		○
維持管理計画		○
維持管理計画の公表方法		○
大規模太陽光発電事業者の保険の加入状況		○

※１　法人において、事業所を移転する場合や、名称や代表者に変更を生じた場合（地位の承継を除く。）は軽微変更届出の手続を行います。事業の売買・譲渡等により承継があって変更する場合は、別途地位承継の手続が必要です。詳細はP.67「第 19 条　地位の承継」を参照してください。

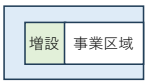
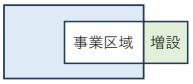
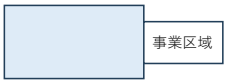
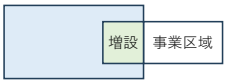
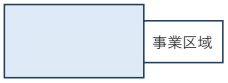
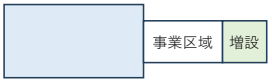
※２　変更内容によっては、変更許可の手続が必要となる可能性があります。

※このほか、太陽光発電施設を増設等する場合の取扱いは、次のとおりです。なお、出力に関しては、設置規制区域内であるかどうかにかかわらず、また、事業区域の一部が静岡市外にあったとしても、事業区域全体として判断します。事業区域の一体性の考え方については、P.15、16「第２条（１）太陽光発電施設」を参照してください。

太陽光発電施設を増設等する場合の許可申請・届出について

増設＝太陽光発電施設の出力の増加又は事業区域の面積の拡大

新規施設（条例施行後に工事の着手をした施設）

	変更前		変更後	増設等による手続
設置規制区域内		区域内に増設		設置変更許可申請書 （様式第４号） 条例第９条
		区域外に増設		
設置規制区域外		区域内に増設		設置許可申請書 （様式第１号） 条例第７条
		区域外に増設		事業計画変更届出書 （様式第14号） 条例第14条

※条例施行日（令和８年 11 月１日）より前に設置工事に着手した太陽光発電施設の変更については、P.91「附則５、６　既存施設の変更許可」を参照してください。

第10条 設置許可等に係る工事の着手等の届出

（設置許可等に係る工事の着手等の届出）
第10条　設置許可又は変更許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
（１）太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき。
（２）太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき。

（設置許可に係る工事の着手等の届出）
第９条　条例第10条第１号の規定による届出は、工事着手届出書（様式第７号）又は工事完了届出書（様式第８号）を提出して行うものとする。
２　前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）工事の写真
（２）その他市長が必要と認める書類
３　条例第10条第２号の規定による届出は、工事中止届出書（様式第９号）又は工事再開届出書（様式第10号）を提出して行うものとする。

(1)工事着手届出

設置工事は、設置許可を受けた申請内容に従って実施しなければなりません。また、設置工事に着手したときは、速やかに、工事着手届出書（様式第７号）により、その旨を市長に届け出る必要があります。

設置工事の着手とは、各種関係法令に基づく手続を完了した後に実施されるものであって、太陽光発電施設を設置する事業区域において、設置計画（工事工程表など）に基づく継続した工事（木竹の伐採、土地の形質変更を含む。）を開始することをいい、現地調査、測量、資材・車両の搬入、仮囲い、現場事務所（プレハブ）設置工事、埋蔵文化財試掘調査等の準備工、太陽電池モジュール等の製造は除きます。具体的な「着手」の例については、P.17「第２条（２）太陽光発電施設の設置」も参照してください。

(2)工事完了届出

設置工事が完了したときは、速やかに、工事完了届出書（様式第８号）により、その旨を市長に届け出る必要があります。届出書を提出する際には、以下の書類を添付してください。

・設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真
・その他市長が必要と認める書類

なお、必要に応じて、市は設置工事が完了したことの現地確認を行います。

(3)工事中止届出･工事再開届出

設置工事を休止・中断・中止したときは、速やかに、工事中止届出書（様式第 9 号）により、その旨を市長に届け出る必要があります。なお、工事を再開した場合は工事再開届出書（様式第 10 号）を提出してください。再開するときに、許可を受けた事業計画から変更がある場合、設置変更許可申請を行い、変更許可を受ける必要があります。

工事を再開する見込みがなく、事業を廃止する場合は、あらかじめ、太陽光発電事業廃止届出書（様式第 18 号）を市長に届け出る必要があります。廃止時の手続は後述の P.69「第 20 条　廃止の届出」を参照してください。

第11条 設置許可等の取消し

（設置許可等の取消し）
第11条　市長は、設置許可又は変更許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可又は変更許可を取り消すことができる。
（１）偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
（２）設置許可又は変更許可を受けた後、１年以上、正当な理由なく太陽光発電施設の設置又は変更許可に係る工事に着手しないとき。
（３）第８条第２項（第９条第３項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
（４）第29条の規定による命令に違反したとき。

（設置許可等の取消し）
第10条　市長は、設置許可又は変更許可を取り消したときは、設置許可・変更許可取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(1)許可の取消し

次のいずれかに該当する場合、市長は、設置許可又は変更許可を取り消すことができます。

① 虚偽、不正な手段により設置許可又は変更許可を受けた場合
② 許可を受けた後、１年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置又は変更許可に係る工事に着手しない場合
③ 許可に際し、市長から付された条件に違反した場合
④ 措置命令に違反した場合

②について、条例第 10 条第２号に規定する工事中止届出書（様式第９号）の提出があった場合は、正当な理由があったものとして、工事に着手しなかった場合が許可取消事由から除外されます。

なお、関係法令の許認可が取り消しとなった場合など、関係法令を遵守していないことが確認された場合には、本条例の許可も取り消しとなる場合があります。

(2)許可の取消しの公表

条例第 11 条により許可を取り消した場合には、市長は、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）等を公表することができます。このことについては、P.82「第 30 条　公表」で説明しています。

第12条 事業計画の届出

（事業計画の届出）
第12条　事業区域の全部が設置規制区域外にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

（事業計画の届出）
第11条　条例第12条の規定による届出は、事業計画届出書（様式第12号）を提出して行うものとする。
2　前項の事業計画届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（1）位置図
（2）事業区域図
（3）配置図
（4）現況の写真
（5）その他市長が必要と認める書類

(1)設置規制区域外への設置

設置規制区域外に太陽光発電施設を設置する際は、設置工事の着手日の 30 日前までに市長に対して事業計画の届出を行う必要があります。事業計画の届出を行うときは、事前に市に相談・連絡の上、事業計画届出書（様式第 12 号）に必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。

(2)事業計画届出書の提出

① 提出方法

事業計画届出書（様式第 12 号）を提出する際は、次の「提出書類の事前確認フォーム」から事前確認の上、提出してください。

＜事前確認＞

提出書類の事前確認フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

＜提出方法＞

提出書類の申請・届出フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

② 添付書類

事業計画届出書（様式第 12 号）には、規則に掲げる書類を添付し、事業区域の位置や太陽光発電施設の配置状況等を明示してください。添付書類の詳細は次頁のとおりです。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
1　位置図	1/10,000 以上	（1）方位 （2）事業区域の位置 （3）周辺の土地利用及び地形の状況 （4）周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 （5）事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 （6）関係法令に基づく規制区域等
2　事業区域図	1/2,500 以上	（1）方位 （2）事業区域の境界 （3）土地の形状 （4）市町界 （5）市町の区域内の町又は字の境界 （6）事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
3　配置図	1/1,000 以上	（1）方位 （2）事業区域の境界 （3）道路及び目標となる地物 （4）工作物の位置、形状及び寸法 （5）事業区域内に保全する森林等並びに事業区域周辺の残置森林の位置、形状及び面積 （6）事業区域内の植栽計画 （7）事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状 （8）事業区域内及び事業区域周辺の調整池、沈砂池、擁壁等の位置、形状
4　現況の写真	指定なし	事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
5　その他市長が必要と認める書類	指定なし	（1）関係法令の手続に関する書類（収受印の押された届出書の写し、許認可証等の写し、関係法令の手続書類など） （2）再エネ特措法第９条第４項に基づく認定通知書の写し※認定を受けている場合に限る。 （3）事業者を確認するための書類（個人にあっては住民票（本籍地（外国人にあっては、国籍）が記載されたものに限る。）、法人にあっては登記事項証明書） （4）事業区域及びこれに隣接する土地について確認するための書類（事業区域及びこれに隣接する土地に係る土地の登記事項証明書、事業区域に係る土地の公図の写し） （5）所有権以外の権利に基づいて事業区域に係る土地を使用する場合にあっては、その使用権を確認するための書類（賃貸借契約書、使用承諾書その他これらに相当するもの） （6）工事工程表及び施工体系図 （7）委任状（代理者が手続を行う場合）

※これらの書類の他にも、必要と認められる場合は追加で提出を求めることがあります。

※必要に応じて複数の書類を一つにまとめることや、一つの書類を分割することが可能です。

(3)届出の受理

市は、事業者から届出があった後、届出内容の不備の有無を確認し、必要に応じて補正を依頼します。

届出内容の不備が解消されたことを確認した上で、受理します。

第13条 誓約書の提出

（誓約書の提出）
第13条　設置許可を受けた者は当該設置許可を受けたときに、前条の規定により事業計画を届け出る者は当該事業計画を届け出るときに、規則で定めるところにより、関係法令の遵守、太陽光発電施設の適正な維持管理及び廃止等に関する旨を誓約する書面を市長に提出しなければならない。

（誓約書の提出）
第 12 条　条例第 13 条に規定する書面は、誓約書（様式第 13 号）によるものとする。

設置許可を受けた者と事業計画の届け出る者が提出する誓約書の内容は次のとおりです。この誓約に基づき、適正に太陽光発電事業を実施してください。なお、誓約書の提出は、条例第 7 条に規定する設置規制区域内への設置許可を受けた者はその許可を受けたとき、条例第 12 条に規定する事業区域の全部が設置規制区域外にある施設を設置する者は、事業計画の届出とあわせて、規則第 12 条に規定する誓約書（様式第 13 号）を提出してください。

（誓約内容）

① 太陽光発電施設の設置から撤去及び処分まで、関係する法令、静岡市の例規、ガイドライン等を遵守するとともに、適切に維持管理すること。

② 設置する太陽光発電施設について、地域住民等の理解を得るよう努めながら運営すること。

③ 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づき、廃棄物の発生を抑制するため、適正な維持管理や機能向上により、太陽光発電施設の長期的な利用に努めること。

④ 太陽光発電施設の撤去に当たっては、その再使用及び再資源化に努めるとともに、これらによることが困難なものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適正に処分すること。

⑤ 太陽光発電施設撤去後の跡地について、周囲の環境等に配慮しながら適切に整理すること。

第14条 事業計画の変更

（事業計画の変更）
第14条　第12条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（事業計画の変更の届出）
第13条　条例第14条の規定による届出は、事業計画変更届出書（様式第14号）を提出して行うものとする。
2　前項の事業計画変更届出書には、第11条第２項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。
3　条例第14条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
（１）関係法令に基づく手続の状況の変更
（２）その他市長が軽微と認める変更

(1)事業計画の変更

事業計画を届け出た者は、事業計画届出書（様式第 12 号）に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更届出書（様式第 14 号）を提出する必要があります。

当該届出書の提出に際しては、変更しようとする部分を明確にした書類を添付しなければなりません。提出する際は、次の「提出書類の事前確認フォーム」から事前確認の上、提出してください。

＜事前確認＞

提出書類の事前確認フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

＜提出方法＞

提出書類の申請・届出フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

(2)軽微な変更

以下に掲げる項目を変更する場合について、届出は不要です。ただし、事業計画に大きな影響が出る場合を除きます。

＜軽微な変更＞

・関係法令に基づく手続状況

・維持管理計画

※その他にも、軽微な変更と認める場合があります。

＜変更届出・届出不要の整理表＞

変更事項	変更届出 （地域住民等への説明必要）	変更届出 （地域住民等への説明不要）	届出不要 （地域住民等への説明不要）
氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○	
事業名称		○	
事業区域（予定地）	○		
事業区域（予定地）の面積	○		
事業区域（予定地）の登記地目又は利用状況		○	
出力	○		
地域住民等への説明状況		○	
関係法令に基づく手続状況			○
太陽光発電施設の運転開始又は太陽光発電事業廃止の予定年月日		○	
維持管理計画			○
維持管理計画の公表方法		○	
大規模太陽光発電事業者の保険の加入状況		○	

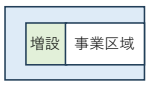
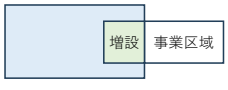
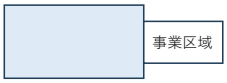
※事業の売買・譲渡等により承継があって変更する場合は、別途地位の承継の手続が必要です。詳細はP.67「第 19 条　地位の承継」を参照してください。

※このほか、太陽光発電施設を増設等する場合の取扱いは、次のとおりです。

太陽光発電施設を増設等する場合の許可申請・届出について

増設＝太陽光発電施設の出力の増加又は事業区域の面積の拡大

新規施設（条例施行後に工事の着手をした施設）

	変更前		変更後	増設等による手続
設置規制区域内		区域内に増設		設置変更許可申請書 （様式第 4 号） 条例第 9 条
		区域外に増設		
設置規制区域外		区域内に増設		設置許可申請書 （様式第 1 号） 条例第 7 条
		区域外に増設		事業計画変更届出書 （様式第14号） 条例第14条

第15条 標識の掲示

（標識の掲示）
第15条　事業者は、太陽光発電事業を行っている間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

（標識の記載事項等）
第14条　条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
（１）事業区域
（２）太陽光発電施設の出力
（３）事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
（４）太陽光発電施設の維持管理を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）
（５）事業者又は太陽光発電施設の維持管理を行う者の連絡先
（６）太陽光発電事業の運転開始年月日

(1)標識の内容

事業者は、太陽光発電事業を行っている期間、事業区域内の公衆の見えやすい場所に、必要な事項を記載した標識を掲示しなければなりません。再エネ特措法では、20kW 以上の太陽光発電施設に標識の掲示を義務付けていますが、本条例では、10kW 以上の太陽光発電施設において、設置規制区域内外を問わず、標識の掲示を義務付けています。

条例で規定する標識に必要な記載事項は次のとおりです。

① 事業区域

設置場所の所在地を記載してください。

② 出力

各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方を記載してください（小数点以下第１位まで）。

③ 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

事業者の氏名及び住所を記載してください。

④ 太陽光発電施設の維持管理を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）

事業者又は維持管理を委託している場合は維持管理を行う受託者の氏名（法人にあっては、その名称）を記載してください。

⑤ 事業者又は太陽光発電施設の維持管理を行う者の連絡先

緊急時に事業者又は維持管理を行う者に連絡が取れるよう、いずれかの連絡先を記載してください。

⑥ 太陽光発電施設の運転開始年月日

運転開始年月日を記載してください。

(2)標識の規格など

標識の材料は、風雨により劣化、風化し文字が消えることのないような適切な材料を使用し、施設の外部から見えやすい位置に取り付けてください。また、強風等で標識が外れることがないよう掲示してください。

標識の大きさは、縦 25 ㎝以上、横 35 ㎝以上としてください。

(3)標識の変更

標識掲示後に標識記載事項に変更が生じたときは、速やかに標識の記載を変更してください。

なお、標識の変更に当たっては、既に設置されている標識全てを差し替える必要はなく、変更箇所のみを修正する対応でも差し支えありません。

(4)他法令で掲示する標識との関係

他法令で掲示を求められている標識の記載事項において、本条例が求める記載事項と同一の項目がある場合は、他法令の標識に記載がない項目のみを当該標識に追加することで、条例で義務付けている標識の掲示があったものとします。

＜標識の参考例＞

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第 15 条標識		
太陽光発電施設	事業区域	静岡県静岡市葵区追手町〇番〇号
	出力	△△△. △kW
事業者	氏　名 （法人にあっては、その名称）	〇〇〇株式会社 代表取締役　静岡一郎
	住　所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	静岡県静岡市葵区追手町△番△号
	連絡先	XXX－XXX－XXXX
保守点検責任者 （維持管理を行う者）	氏　名 （法人にあっては、その名称）	〇〇〇メンテナンス株式会社 理事長　静岡二郎
	連絡先	XXX－XXX－XXXX
運転開始年月日		（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日

＜再エネ特措法における標識との関連について＞

市条例における標識の記載事項は、ＦＩＴ制度等における標識の掲示事項との整合を図っています。このため、ＦＩＴ制度等に基づく標識を掲示する事業者は、同一の標識により条例の標識掲示義務を満たしているため、条例専用の標識を別途掲示する必要はありません。

第16条 維持管理

（維持管理）

第16条　事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、その事業に係る太陽光発電施設の適正な維持管理をしなければならない。

2　事業者は、規則で定めるところにより、維持管理をするための計画（以下「維持管理計画」という。）を作成し、当該維持管理計画に従い、維持管理を行わなければならない。

3　事業者は、前項の規定により維持管理計画を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。この場合において、第12条の規定により事業計画を届け出た者であって、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなったものは、当該維持管理計画を市長に届け出なければならない。

4　事業者は、事故又は土砂の流出若しくは斜面の崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

5　事業者は、廃棄物の発生を抑制するため、適正な維持管理や機能向上により、太陽光発電施設の長期的な利用に努めなければならない。

（維持管理）

第15条　条例第16条第１項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

（１）太陽光発電施設については、安全上、防災上又は環境保全上の支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。

（２）太陽光発電施設の周辺において土砂の流出その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合に、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じる状況を防止するために必要な措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係地方公共団体に対し情報提供できる体制が整備されていること。

（３）太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に、復旧に必要な措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係地方公共団体に対し情報提供できる体制が整備されていること。

2　条例第16条第２項の規定による維持管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）維持管理の基本事項

（２）維持管理の実施体制

（３）維持管理の内容

（４）太陽光発電施設の周辺において土砂の流出その他の災害が発生するおそれがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制

（５）太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制

（６）維持管理に要する費用

（７）廃止後において行う措置の内容
（８）その他市長が必要と認める事項
3　条例第16条第３項の規定による維持管理計画の公表は、インターネットの利用その他の広く市民及び事業者に周知できる方法により行うものとする。
4　事業者は、太陽光発電施設の運転を開始する日までに、維持管理計画を公表しなければならない。
5　条例第16条第４項の規定による報告は、事故又は土砂の流出若しくは斜面の崩壊その他の災害が発生した日から起算して30日以内に、事故等報告書（様式第15号）を提出して行うものとする。
6　前項の事故等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）太陽光発電施設の位置図及び配置図
（２）事故等の状況の写真
（３）その他市長が必要と認める書類

事業者は、安全上、防災上又は環境保全上の支障が生じないよう、太陽光発電事業を長期安定的に運営するため、施設等について常時安全かつ良好な状態を維持する必要があります。このため、全ての事業者に対し、維持管理基準に従い適正な維持管理を義務付けています。
※安全上、防災上又は環境保全上の支障が生じる場合とは、土砂の流出、雨裂の発生、表土の流出、斜面の侵食等をいいます。

(1)維持管理基準

太陽光発電事業者は、規則第 15 条第１項に掲げる維持管理に関する基準に従って、太陽光発電施設の適正な維持管理をしなければなりません。

①　平常時

安全上、防災上又は環境保全上の支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態を維持すること。

②　太陽光発電施設の周辺において土砂の流出その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合

・速やかに太陽光発電施設の損壊、機械の故障、斜面又は土砂の崩落その他の周辺環境に影響を及ぼす状況を防止するために必要な対応を講ずること。
・必要に応じ、地域住民等及び関係地方公共団体に対し情報提供すること。

③　太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合

・復旧に必要な対応を講ずること。
・必要に応じ、地域住民等及び関係地方公共団体に対し情報提供すること。

(2)維持管理計画の作成

太陽光発電事業者は、(１）の基準に従うよう維持管理計画（様式第２号）を作成し、当該計画に従って維持管理を行わなければなりません。維持管理計画（様式第２号）には、以下の①から⑦の事項等を含める必要があります。

また、事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある場合（条例施行前に既に設置工事に着手している場合を含む。）は、設置許可申請書（様式第１号）や既存事業概要届出書（様式第21号）に維持管理計画（様式第２号）を添付する必要があります。

事業区域の全部が設置規制区域外にある場合も、維持管理計画（様式第２号）を作成し、公表してください。なお、事業区域の全部が設置規制区域外にある施設について、設置規制区域の変更により、事業区域の全部又は一部が新たに設置規制区域として設定された場合、維持管理計画の提出が必要となります。

また、設置規制区域の内外にかかわらず、維持管理の実施状況の記録を作成し保管するよう努めてください。

① 平常時の維持管理計画

○基本事項：事業者（維持管理責任者）及び維持管理を行う者（委託の場合は委託先）の住所、氏名及び連絡先等

○実施体制：維持管理業務における役割分担、緊急連絡網等

○内容：維持管理の点検項目、点検箇所、点検方法及びその実施頻度

② 太陽光発電施設の周辺において土砂の流出その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合の計画

○太陽光発電施設への影響を防止するために予定している措置

○実施体制

③ 太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合の計画

○太陽光発電施設の損壊等が発生した場合に予定している措置

○実施体制

④ 災害その他非常の場合の連絡

○連絡すべき地域住民等の範囲

○市への報告方法

⑤ 維持管理費用の確保状況

○事業実施期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込み

⑥ 維持管理の結果の記録方法

⑦ 廃止後において行う措置

○事業廃止予定年月日

○施設撤去後の計画

○廃棄等費用の確保状況

※廃棄等費用の額については、P.73「第 22 条（２）保証金の金額」を参照してください。

(3)維持管理計画の見直し

維持管理計画は、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合、周辺環境の変化に応じた適正な維持管理ができるよう、確認や見直しを行ってください。

(4)維持管理計画の公表

維持管理計画（様式第２号）は、太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネット、その他の広く市民及び事業者に周知できる方法により公表しなければなりません。「その他の広く市民及び事業者に周知できる方法」としては、ビニール製の密封式袋に維持管理計画（様式第２号）を収納し、それをフェンスに備え付けておく、あるいは掲示するなど、地域住民等が、必要なときに情報を得やすい公表方法を選定してください。設置許可申請書（様式第１号)、事業計画届出書（様式第 12 号)、地位承継届出書（様式第 17 号)、既存事業概要届出書（様式第 21 号)、既存事業者地位承継届出書（様式第 22 号）には、それぞれ維持管理計画の公表方法を記載する必要があります。

また、維持管理計画の内容を変更した際は、遅滞なく、変更後の維持管理計画（様式第２号）を公表してください。その際、変更年月日及び変更した計画の箇所を明示（下線や着色など）してください。

(5)維持管理計画の提出

①　事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある場合

設置許可申請書（様式第１号）を提出する際に、維持管理計画（様式第２号）を添付してください。

また、維持管理計画提出後、維持管理の内容を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画（様式第２号）を軽微変更届出書（様式第６号）とともに提出してください。その際は、軽微変更届出書（様式第６号）の「２　変更事項及び内容」の「変更前」「変更後」「変更の理由」を記載し、変更した計画の箇所が分かるように当該箇所への着色、下線を引くなどしてください。

②　事業区域の全部が設置規制区域外にある場合

提出は不要です。ただし、必要に応じて提出を求めることがあります。

(6)事故等が発生したときの対応及び報告

事故又は土砂の流出若しくは斜面の崩壊その他の災害により、太陽光発電施設の損壊が発生し、事業区域又は周辺地域の環境の保全上支障が生じたときは、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を速やかに講ずるとともに、市へ直ちに第一報として電話、メール等により発生日時・発生場所・事故等が発生した施設・事故等の内容等について報告してください。

また、事故等の発生から 30 日以内に、事故等の概要や対応状況について事故等報告書（様式第 15 号）を提出しなければなりません。事故等報告書（様式第 15 号）には、下表に掲げる書類を添付し、事故等の状況、応急対応、復旧等の状況が分かるよう示してください。なお、位置図・配置図は、既存の資料に事故等の発生場所等を追記することでも差支えありません。

環境への影響が懸念される場合は、太陽電池モジュール等に含まれる含有物質をご確認いただくとともに、水質や土壌の調査等を実施するなど環境への影響がないか把握するよう努めてください。

重大な事故等の場合は、期限にかかわらず、報告を求める場合がありますので、適切に対応願います。

＜添付書類＞

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
1　位置図	1/10,000 以上	（1）方位 （2）事業区域の位置 （3）周辺の土地利用及び地形の状況 （4）事故等発生場所
2　配置図	1/1,000 以上	（1）方位 （2）事業区域の境界 （3）道路及び目標となる地物 （4）工作物の位置、形状及び寸法 （5）事業区域内に保全する森林等並びに事業区域周辺の残置森林の位置、形状及び面積 （6）事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状 （7）事故等の状況の写真の撮影場所と撮影の方向 （8）事業区域内及び事業区域周辺の調整池、沈砂池、擁壁等の位置、形状
3　事故等の状況の写真	指定なし	事故等の状況、応急対応、復旧等の状況が分かるカラー写真
4　その他市長が必要と認める書類	指定なし	委任状（代理者が手続を行う場合）

※これらの書類の他にも、必要と認められる場合は追加で提出を求める場合があります。

＜維持管理に係る必要事項整理表＞

① 維持管理に関する整理

		維持管理計画		事故等報告
		作成・公表	提出	
新規施設	規制区域内	義務 条例第 16 条第 3 項	義務 規則第 5 条第 10 号	義務 条例第 16 条第 4 項
	規制区域外	義務 条例第 16 条第 3 項	-	義務 条例第 16 条第 4 項
既存施設	規制区域内	義務 条例附則第 8 項	義務 条例附則第 8 項	義務 条例附則第 6 項※1
	規制区域外	努力義務 条例附則第 10 項	-	-※2

※1 変更許可を受けた既存施設は報告義務があります。

※2 既存施設についても、事故等発生時にはまずは市へ一報願います。なお、条例第 27 条の規定に基づき、詳細な報告を求める場合があります。

② 維持管理計画を変更した場合

		維持管理計画	
		公表	提出
新規施設	規制区域内	義務 条例第 16 条第 3 項	義務 規則第 7 条第 1 項
	規制区域外	義務 条例第 16 条第 3 項	-
既存施設	規制区域内	義務 条例附則第 6 項	義務 規則附則第 6 項
	規制区域外	努力義務 条例附則第 11 項	-

(7)太陽光発電施設の長期的な利用

廃棄物の発生を抑制（リデュース）するため、適正な維持管理やリパワリング等による機能向上により、長期的な利用に努めてください。

第17条 維持管理に関する定期報告

（維持管理に関する定期報告）
第17条　設置許可を受けた者及び第12条の規定により事業計画を届け出た者であって、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなったものは、当該太陽光発電施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。
（１）前年度の太陽光発電施設に係る維持管理の状況
（２）太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法
（３）第４条第３項各号に掲げる費用の確保の状況
（４）その他市長が必要と認める事項

（維持管理に関する定期報告）
第16条　条例第17条の報告に係る年度は、４月１日から翌年３月31日までとする。
２　前項の報告は、維持管理に関する定期報告書（様式第16号）を毎年６月30日までに市長に提出して行うものとする。

事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置が完了した者は、維持管理の結果について、維持管理に関する定期報告書（様式第 16 号）により、維持管理を行った当該年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の記録を、翌年度の 6 月末日までに提出しなければなりません。

なお、事業区域の全部が設置規制区域外にある新規施設について、設置規制区域の変更により、事業区域の全部又は一部が施行日（令和 8 年 11 月 1 日）以降に新たに設置規制区域として設定された場合においても、維持管理に関する定期報告書（様式第 16 号）の提出が必要となります。

(1)報告内容

① 前年度の維持管理の状況
　○保守点検状況（点検頻度、点検方法）
　○保守点検結果（点検者氏名、点検日、点検内容等）
　○周囲の生活環境へ配慮した内容
② 廃止した後の措置の方法
　○廃止予定時期
　○施設撤去後の計画
③ 第４条第３項各号に掲げる費用の確保状況
　○保険の加入状況
　○維持管理費用の確保状況
　○廃棄等費用の確保状況

④　その他市長が必要と認める事項

〇施設の現況を示す写真

(2)提出方法

提出書類一式を、定期報告の提出フォーム（静岡市電子申請システム）から提出してください。提出する際は、次の「定期報告の事前確認フォーム」から事前確認の上、提出してください。

＜事前確認＞

定期報告の事前確認フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1608745

＜提出方法＞

定期報告の提出フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1608745

第18条 大規模太陽光発電事業者の保険又は共済への加入

（大規模太陽光発電事業者の保険又は共済への加入）

第18条　大規模太陽光発電事業者は、太陽光発電施設（１箇所当たりの出力が1,000キロワット以上のものに限る。）の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、当該太陽光発電施設における太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、当該太陽光発電施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該太陽光発電施設の設置を請け負う者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

２　大規模太陽光発電事業者は、災害等による太陽光発電事業（太陽光発電施設１箇所当たりの出力が1,000キロワット以上のものに限る。）を行っている間の修繕又は中止に伴う撤去若しくは処分に備え、火災保険、地震保険その他必要な保険に加入しなければならない。

３　大規模太陽光発電事業者は、損害賠償責任保険及び前項に掲げる保険に加入した後、速やかにその加入を証する書類を市長に提出しなければならない。

(1)大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険への加入の趣旨

大規模太陽光発電事業において、リスク管理の一環として保険への加入は実施されることが想定されますが、一般的な事業継続のための保険のみならず、モジュールの飛散や施設の崩落などにより、太陽光発電施設に起因して、他者へ損害を与えた際にも補償がなされるような保険への加入を義務付けるものです。

損害賠償責任保険は、工事着手する日から廃止する日までの間、加入する必要がありますが、工事期間中の保険については、事業者ではなく工事の請負者が加入することで足りることとします。

事業計画の変更（出力の増加等）により、当該事業の出力が 1,000kW 以上になる場合については、変更後の工事に着手する日から施設を廃止する日までの間、大規模太陽光発電事業を承継する場合については、当該事業を承継した日（承継時に施設工事に着手していない場合は着手した日）から廃止する日までの間、同様に損害賠償責任保険に加入する必要があります。

なお、条例施行日（令和８年 11 月１日）より前に、工事着手している、又は施設を設置済みである既存大規模太陽光発電事業者における損害賠償責任保険については、加入は努力義務となります。

(2)大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険への加入の報告

大規模太陽光発電事業の工事期間中に係る損害賠償責任保険については、設置許可申請時又は事業計画の届出時に、加入予定の保険の内容について設置許可申請書（様式第１号）又は事業計画届出書（様式第 12 号）に記載し、加入後速やかに当該保険への加入を示す書類を提出する必

要があります。

また、施設の設置の完了後に保険内容が変わる場合は、工事完了後、軽微変更届出書（様式第6号）とともに速やかに当該保険への加入を示す書類を提出する必要があります。

(3)大規模太陽光発電事業者の火災保険、地震保険等への加入の報告

大規模太陽光発電事業者は、運転開始までに災害等による途中での修繕、撤去又は処分に備え、火災保険、地震保険その他必要な保険に加入してください。加入後は軽微変更届出書（様式第6号）とともに速やかに当該保険への加入を示す書類を市へ提出する必要があります。

＜参考＞

令和2年4月より、再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインにおいて、出力10kW以上の太陽光発電設備については、「災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に加入する」ことが努力義務化されています。資源エネルギー庁ホームページで民間保険会社が販売する保険商品が紹介されているため、参考にしてください。

資源エネルギー庁ホームページ：

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/solar/index.html#hoken

第19条 地位の承継

（地位の承継）

第19条　設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

２　前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

３　第12条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該事業計画を届け出た者のこの条例の規定による地位を承継する。

４　前項の規定により事業計画を届け出た者の地位を承継した者は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

５　第１項及び第３項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、維持管理計画を作成するとともに第13条の誓約書を市長に提出し、当該維持管理計画に従い維持管理を行わなければならない。

６　第16条第３項の規定は、前項の規定により維持管理計画を作成した場合に準用する。

７　前条の規定は、第１項又は第３項の規定により大規模太陽光発電事業者の地位を承継した場合に準用する。

（地位の承継の届出）

第17条　条例第19条第２項及び第４項の規定による届出は、地位承継届出書（様式第17号）を提出して行うものとする。

(1)地位承継の届出

設置許可を受けた者又は事業計画を届け出た者から、当該設置許可又は事業計画の届出に係る太陽光発電事業の全部が譲渡、又は設置許可を受けた者、事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割され、その地位を承継した者は、地位承継届出書（様式第 17 号）により届け出る必要があります。地位承継の届出は、承継があった日から 30 日以内にしなければなりません。

(2)維持管理計画の作成、公表

地位承継届出書（様式第 17 号）を提出し、新たに太陽光発電事業の事業者となった者は、条例第 16 条で規定する維持管理計画（様式第 2 号）を作成し、公表したうえで、適正に維持管理を行う必要があります。この場合、被承継者が作成した維持管理計画の見直しを行うとともに、必要に応じて変更を加えるなどして実施することでも足りますが、維持管理計画の趣旨や内容について熟知してください。

維持管理計画を作成した際に必要な計画の公表については、P.60「第 16 条（4）維持管理計画の公表」を参照してください。

(3)誓約書の提出

地位承継届出書（様式第 17 号）を提出し、新たに太陽光発電事業の事業者となった者は、関係法令の遵守や、地域住民等の理解、太陽光発電施設のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）や処分跡地についての適切な整理について定めた誓約書（様式第 13 号）を提出してください。

(4)大規模太陽光発電事業者の地位の承継

大規模太陽光発電事業を承継した場合は、当該事業を承継した日（承継時に設置工事に着手していない場合は着手した日）から廃止する日までの間、被承継者と同様に損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険に加入してください。

(5)地位承継時の地域住民等への説明

太陽光発電事業の全部が譲渡、又は設置許可を受けた者、事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割され、その地位を承継した場合については、必要に応じて地域住民等への説明を行う等、地域住民等との良好な関係を築く必要があります。地域住民等への説明については、P.29「第 6 条　地域住民等への説明等」を参照してください。

第20条 廃止の届出

（廃止の届出）
第20条　事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
2　太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。
3　第１項の規定による届出をした者は、太陽光発電施設の撤去等が完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（廃止の届出）
第18条　条例第20条第１項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書（様式第18号）を提出して行うものとする。
2　前項の太陽光発電事業廃止届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）現況の写真
（２）太陽光発電事業を廃止した後において行う措置を示した平面図
（３）その他市長が必要と認める書類
3　条例第20条第３項の規定による届出は、太陽光発電施設撤去等完了届出書（様式第19号）を提出して行うものとする。
4　前項の太陽光発電施設撤去等完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）撤去後の状況が分かる現況の写真
（２）太陽光発電事業を廃止した後において行った措置を示した平面図
（３）その他市長が必要と認める書類

(1)太陽光発電事業廃止届出

太陽光発電事業の廃止とは、当該太陽光発電施設を用いて電気を得る事業をとりやめるなどにより、本条例の対象から外れることです。太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、太陽光発電事業廃止届出書（様式第 18 号）を届け出なければなりません。

なお、ＦＩＴ制度等による売電期間を終了し、電力を自家消費することとした場合は「廃止」にはあたりませんのでご留意ください。

(2)太陽光発電施設撤去等完了届出

太陽光発電事業廃止届出書（様式第 18 号）を届け出した者は、太陽光発電施設の撤去等が完了したときは、太陽光発電施設撤去等完了届出書（様式第 19 号）を届け出なければなりません。

(3)事業廃止に係る留意事項

事業廃止に伴う工事については、太陽光発電施設を解体・撤去するだけでなく、廃止後の事業区域を安全に管理するために必要な措置を実施してください。事業区域を賃借・購入した際や、地域住民等へ事業計画について説明した際に、土地所有者や地域住民等と条件や約束（例：原状復帰や事業終了後の土地の緑化など）を取り決めた場合は、それを満たさなければなりません。

また、廃止工事で発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、適切に処分してください。

なお、撤去及び処分に関する措置についてはP.71「第 21 条　太陽光発電施設の撤去及び処分」を参照してください。

第21条 太陽光発電施設の撤去及び処分

（太陽光発電施設の撤去及び処分）
第21条　事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、速やかに太陽光発電施設を撤去し、再使用及び再資源化に努めるとともに、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。

(1)撤去及び廃棄物の処分

事業用の使用済施設は、当該施設が事業活動を営むために設置されたものであるため、産業廃棄物になります。そのため、施設等の解体、撤去及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号)、その他の関係法令を遵守し、事業廃止後、速やかに行ってください。

事業者は、施設の解体、撤去及び処分について、事業計画の段階から検討し、その実施に係る費用を想定した上で、事業計画を作成することが必要です。撤去した太陽光発電施設については、可能な限りリユース（再使用）に努めるとともに、発生した廃棄物の処分の際は、環境省が策定する太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを参照の上、リサイクル（再資源化）に努めた上で、適正な処理を行ってください。

事業廃止から施設を撤去するまでの間についても、感電等の危険防止の観点から、第三者がみだりに施設等に近づかないようにするなど、適正な維持管理に努めてください。

(2)修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置

施設を撤去した後、事業区域であった土地において、緑化等の修景によって、周辺地域の景観との調和や緑地の保全に努めなければなりません。

架台の基礎等の撤去により地表面の土が掘り起こされ、土砂が流出しやすい状態となることが想定されます。そのため、掘り起こされた地盤の整地や締固めを十分に行うとともに、排水施設の排水能力や擁壁の状況を確認し、周辺地域への安全性の確保に配慮することが必要です。

なお、土地所有者や地域住民等と条件や約束（例：原状復帰や事業終了後の土地の緑化など）を取り決めた場合は、必要な措置を行ってください。

第22条 保証金の預入及び管理

（保証金の預入及び管理）

第22条　設置許可を受けようとする者（以下「設置許可申請者」という。）は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

2　前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

（1）設置許可申請者が設置しようとする太陽光発電施設の出力に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の13第２項の規定により経済産業大臣が定める解体等積立基準額の算出に用いる１キロワット当たりの廃棄等費用の想定額を乗じて得た額

（2）当該太陽光発電事業に係る廃棄等費用の見積額

3　第１項の規定により保証金を預入した者は、設置許可を受けるまでに、当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。

4　第19条第１項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る前項の規定の適用については、同項中「第１項の規定により保証金を預入した者は、設置許可を受けるまでに」とあるのは、「第19条第１項の規定により事業者の地位を承継した際に、太陽光発電施設の設置に着手していない場合にあっては太陽光発電施設の設置に着手するまでに、太陽光発電施設の設置に着手している場合にあっては第19条第２項の規定に基づく市長への届出を行った後速やかに」と読み替えるものとする。

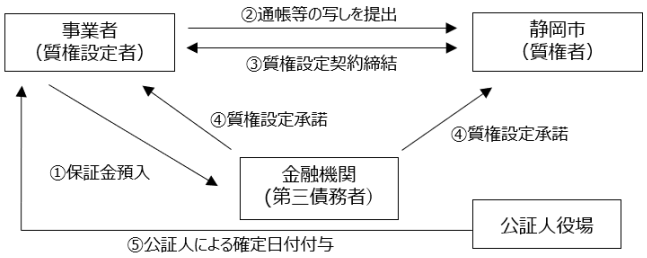
5　第１項から第３項までの規定は、既に設置規制区域内において太陽光発電事業を実施している事業者が新たに変更許可の申請（第９条第１項ただし書に規定する軽微な変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

(1)保証金制度

設置規制区域内に設置する新規施設については、放置されると周辺環境への影響が特に大きいため、太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用（廃棄等費用）に係る現金（保証金）を事前に金融機関に預け入れることを義務付けています。なお、保証金の預入は設置許可の条件となります。このため、設置規制区域内に新規施設を設置する場合は、設置許可の申請までに預け入れをしていただく必要があります。

また、金融機関に預け入れられた保証金については、市を質権者とする質権設定契約を締結するとともに、当該質権設定について、市に対抗要件を備えさせなければなりません。

＜保証金制度のイメージ＞



＜手続の流れ＞
① 事業者が金融機関に保証金を預入
② 通帳等の写しを市に提出
③ 市で預入状況の確認ができたら、事業者と市で質権設定契約を締結
④ 事業者は金融機関に質権設定の承諾を依頼、金融機関からの承諾を受ける
⑤ 事業者が承諾書類を公証人役場に提出、公証人による確定日付を付与

(2)保証金の金額

保証金の額は以下の①②のいずれかのうち高い方の金額とします。

① 太陽光発電施設の出力×再エネ特措法第 15 条の 13 第 2 項の規定により経済産業大臣が定める解体等積立基準額の算出に用いる 1 kW 当たりの廃棄等費用の想定額

※ＦＩＴ制度等を活用している場合は、認定年度の単価が適用されます。ＦＩＴ制度等を活用していない場合は、本条例に基づく設置許可の申請年度における単価を適用します。

＜再エネ特措法第 15 条の 13 第 2 項の規定により経済産業大臣が定める解体等積立基準額の算出に用いる廃棄費用等の想定額＞

認定年度※		調達価格/基準価格	廃棄等費用の想定額	解体等積立基準額の想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額
2012年度		40円/kWh	1.70万円/kW	12.0%	－	1.62円/kWh
2013年度		36円/kWh	1.48万円/kW	12.0%	－	1.40円/kWh
2014年度		32円/kWh	1.46万円/kW	13.0%	－	1.28円/kWh
2015年度		29円/kWh 27円/kWh	1.54万円/kW	14.0%	－	1.25円/kWh
2016年度		24円/kWh	1.34万円/kW	14.0%	－	1.09円/kWh
2017年度	入札対象外	21円/kWh	1.31万円/kW	15.1%	－	0.99円/kWh
	第１回入札対象	落札者ごと	1.07万円/kW	15.1%	－	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	18円/kWh	1.19万円/kW	17.1%	－	0.80円/kWh
	第２回入札対象	(落札者なし)	－	－	－	－
	第３回入札対象	落札者ごと	0.94万円/kW	17.1%	－	0.63円/kWh
2019年度	入札対象外	14円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
	第４回入札対象	落札者ごと	0.82万円/kW	17.2%	－	0.54円/kWh
	第５回入札対象	落札者ごと	0.78万円/kW	17.2%	－	0.52円/kWh
2020年度	10-50kW以外	12円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
	10-50kW	13円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
2021年度	10-50kW以外	11円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
	10-50kW	12円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
2022年度	10-50kW以外	10円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
	10-50kW	11円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
2023年度	10-50kW以外	9.5円/kWh	1.00万円/kW	17.7%	－	0.64円/kWh
	10-50kW	10円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
2024年度	地上・10-50kW以外	9.2円/kWh	1.00万円/kW	18.3%	－	0.62円/kWh
	地上・10-50kW	10円/kWh	1.00万円/kW	19.2%	－	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	12円/kWh	1.00万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
2025年度	地上・10-50kW以外	8.9円/kWh	1.00万円/kW	18.3%	－	0.62円/kWh
	地上・10-50kW	10円/kWh	1.00万円/kW	19.2%	－	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	11.5円/kWh	1.00万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
2026年度	地上・10-50kW以外	9.6円/kWh	1.00万円/kW	18.3%	－	0.62円/kWh
	地上・10-50kW	9.9円/kWh	1.00万円/kW	19.2%	－	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	19円/kWh(~5年) 8.3円/kWh(6~20年)	1.00万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
2027年度	屋根・10kW以上	19円/kWh(~5年) 8.3円/kWh(6~20年)	1.00万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh

※簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、
実際には、適用される調達価格/基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。
※太陽光パネルを更新・増設する際は、当初設備相当分は解体等積立基準額を維持し、増設分相当には最新の解体等積立基準額を適用（按分計算により基準額算定）。
※2027年度については、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電については、具体的な支援のあり方を決定した後、解体等積立基準額について検討することとする。

出典：資源エネルギー庁　廃棄等費用積立ガイドライン（2026 年 4 月改定）の［参考⑨－1］廃棄等費用の想定額（太陽光発電）

② 太陽光発電事業に係る廃棄等費用の見積額

(3)保証金制度の適用範囲

設置許可を受けた者から当該設置許可に係る太陽光発電事業が譲渡、又は設置許可を受けた者について相続、若しくは分割され、その地位を承継した者は、地位を承継した際に太陽光発電施設の設置に着手していない場合にあっては設置工事に着手するまでに、施設の設置工事に着手している場合にあっては地位承継届出書（様式第 17 号）を提出した後速やかに保証金の預入を行い、市と質権設定契約を締結しなければなりません。

新規施設について、事業計画の変更により保証金の額が増額となる場合は、変更許可を受ける前に、増額分の保証金の預入を行い、市と新たに質権設定契約を締結しなければなりません。

ＦＩＴ制度等における廃棄等費用積立制度※の対象施設を含め、設置規制区域内のすべての新規施設に保証金制度を適用する理由は以下のとおりです。

※ＦＩＴ制度等による認定事業を対象として、原則、源泉徴収的な外部積立てを求める制度

<適用する理由>

① 条例の対象施設すべてがＦＩＴ制度等の認定を受けているとは限らないため、認定を受けない事業に対する廃棄等費用の確保のための担保措置ができない。

② ＦＩＴ制度等における廃棄等費用積立制度は、計画的な費用の積立及び事業廃止時における費用の確保を目的とした制度であり、積立開始時期が事業終了前 10 年に設定されている。一方、本条例における保証金制度は、事業開始前の段階から一括預入による廃棄等費用の確実な確保を図ることから、災害等により事業途中での撤去及び処分が発生する場合等の廃止時においても確実に確保できる。

第23条 保証金の預入に係る公表

（保証金の預入に係る公表）
第23条　市長は、前条の規定に基づき設置許可申請者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

条例第 22 条に基づく廃棄等費用の確保（金融機関への預入）がなされた場合、預入をした事業者の情報や預入した保証金の額等を静岡市公式ホームページにより公表し、周知を行います。

第24条 保証金の使途

（保証金の使途）
第24条　市長は、設置許可を受けた者が第29条の規定による命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生を防止し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全に著しい支障が生じると認める場合は、保証金を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第２条の規定により、災害の発生を防止し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために講ずる措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。
２　市長は、前項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を設置許可を受けた者に負担させることができる。
３　前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定の例によるものとする。

太陽光発電施設の撤去及び処分については、事業者の責任において実施されるものですが、条例第 29 条に基づく措置に係る命令の発出を経ても必要な措置が取られない場合は、条例第 22 条に基づく保証金を、市が行う行政代執行法等に基づき災害の発生の防止又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために講ずる措置に要する費用のうち、廃棄等費用に該当するものに充当することができます。

また、保証金の額が措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を設置許可を受けた者に負担させることができます。

第25条 質権設定契約の解除等

（質権設定契約の解除等）

第25条　市は、次に掲げる場合には、第22条第３項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

（１）設置許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。

（２）第11条の規定に基づき、太陽光発電事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、太陽光発電施設の設置の工事に着手していない場合に限る。

（３）第19条第１項の規定による地位の承継があった場合において、同項の規定により地位を承継した者と新たに第22条第４項の規定により読み替えて適用する同条第３項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。

（４）太陽光発電施設の撤去等を完了する見込みがあると市長が認めるとき。

（５）太陽光発電施設の撤去等を完了したとき。

２　設置許可を受けた者は、太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき、第９条第１項の規定に基づく変更許可等に伴う事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第22条第１項の規定により預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。

３　前項の規定による申入れがあった場合において、市は、保証金を減額したとしても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるときは、保証金の減額をすることができる。

４　市は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第22条第３項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、設置許可を受けた者はこれに協力するものとする。

預入した保証金については、事業終了後、事業者が太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理を行う際の費用として、市の了承を得た上で、質権設定契約の解除による金融機関からの全額払い戻し又は当該費用分を保証金から減額し、金融機関から一部払い戻しを受けて使用することができます。

保証金の使用は、事業計画の縮小又は太陽光発電施設の廃止に伴い、太陽光発電施設の一部又は全部を解体・撤去・処分する場合に限り、太陽光発電施設の補修に伴い一部又は全部の施設の入れ替えを行う場合の費用は対象としません。

第26条 指導及び助言

（指導及び助言）
第26条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

事業者が、設置許可を受けるに当たって付された条件等を遵守することや、地域との調和が図られた太陽光発電事業の実施について、本条例の施行に必要な限度において指導及び助言に関する規定を設けています。

事業者は、災害の発生の防止又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために必要な措置を実施するよう、市の指導・助言に誠実に対応してください。

なお、このとき、正当な理由がなく指導に従わない場合、市長は条例第 28 条の規定に基づき、当該指導に従うよう勧告することができます。

第27条 報告の徴収及び立入検査

（報告の徴収及び立入検査）
第27条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2　前項の規定により、職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（身分証明書）
第19条　条例第27条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第20号）による。

(1)報告の徴収

市長は、本条例の施行に必要な限度において、施設の状況などを確認する必要が生じたときは、報告や資料の提出を求めることができます。このとき、求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、条例第28条の規定に基づき、適切な報告を行うよう勧告することができます。

(2)立入検査

市長は、本条例の施行に必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業区域その他その事業を行う場所に立ち入らせ、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができます。

第28条 勧告

（勧告）
第28条　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。
（１）設置許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により設置許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。
（２）設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき。
（３）第12条の規定による事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出により設置規制区域外において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。
（４）第12条の規定により事業計画の届出をした者が、事業計画の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出により当該事業の内容を変更したとき。
２　市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
（１）正当な理由なく第26条の規定による指導に従わなかったとき。
（２）前条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

市長は、以下の者に対し、太陽光発電施設の設置の中止、施設の撤去等の災害の防止のため必要な措置又は原状回復を勧告することができます。

・設置許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により設置許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置工事に着手した者
・設置許可を受けた者で、変更許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更した者
・事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出により設置規制区域外において太陽光発電施設の設置工事に着手した者
・事業計画の届出をした者で、事業計画の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出により当該事業の内容を変更した者

その他、条例第 26 条で市長は指導及び助言を行うことができるとしていますが、正当な理由がなく指導に従わない場合は、当該指導に従うよう勧告することができます。

加えて、条例第 27 条で市長から求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、適切な報告を行うよう勧告することができます。

勧告に従わない場合は、条例第 29 条の措置命令を受けることとなり、市長はその事実と氏名等を公表することができます。

第29条 措置命令

（措置命令）
第29条　市長は、事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、事業者に対し、土砂の流出その他の災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
2　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

(1)措置命令

市長は、事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要がある場合には、事業者に、土砂の流出その他の災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命令できるように規定しています。

また、条例第 28 条の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずることを命ずることができます。この措置命令に従わない場合は、市長は条例第 11 条により設置許可を取り消すことができます。

(2)不利益処分の手続

不利益処分をしようとする場合の手続については、静岡市行政手続条例(平成 15 年静岡市条例第 8 号）によるものとします。

第30条 公表

（公表）
第30条　市長は、第11条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により第28条第１項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同条第２項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。
２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
３　市長は、第１項の規定による公表をしたときは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第４項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた太陽光発電施設については、経済産業大臣にその旨を通知し、及び同法第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを求めるものとする。

(1)公表

市長は、条例第 11 条の規定により設置許可を取り消したとき、又は条例第 29 条の規定により措置命令を行ったときは、その内容と設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）を公表することができます。

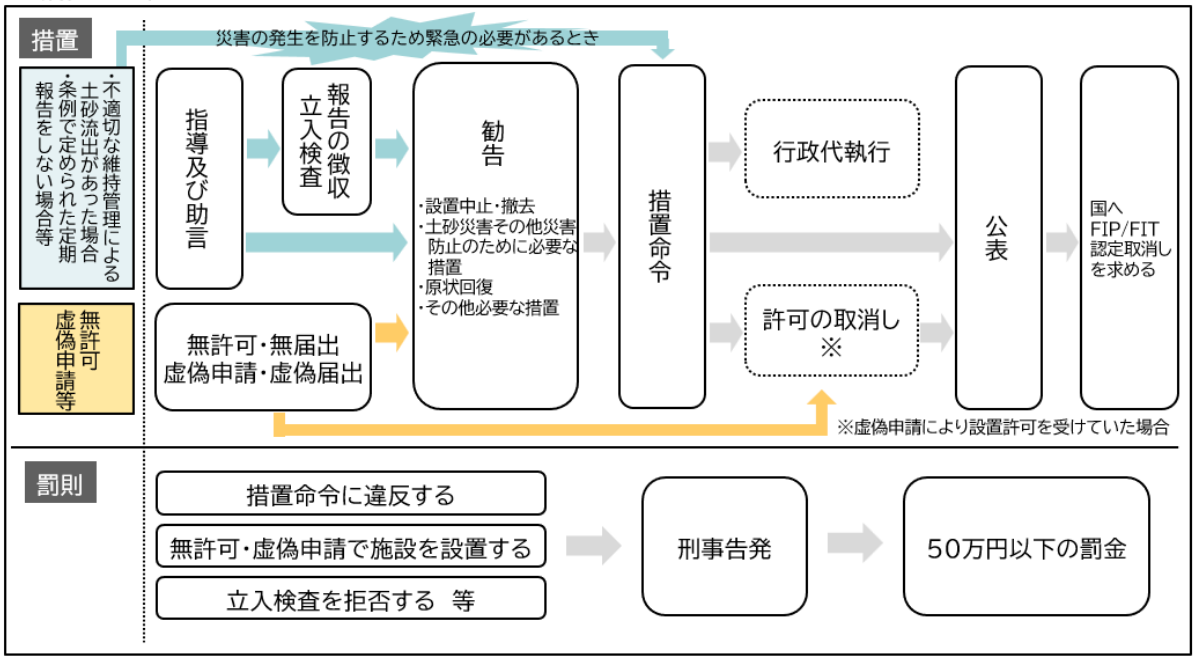
(2)意見の陳述

市長は、公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければなりません。意見の陳述は、原則陳述書の提出によるものとします。その手続については、静岡市行政手続条例、静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 15 年静岡市規則第７号）によるものとします。

(3)経済産業省への通知

市長は、違反事実の公表をしたときは、ＦＩＴ制度等の認定を受けた施設については、経済産業大臣にその旨を通知し、再エネ特措法第 15 条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを求めるものとします。

＜措置及び罰則のフロー＞


措置
災害の発生を防止するため緊急の必要があるとき
・不適切な維持管理による土砂流出があった場合
・条例で定められた定期報告をしない場合等
指導及び助言
報告の徴収
立入検査
勧告
・設置中止・撤去
・土砂災害その他災害防止のために必要な措置
・原状回復
・その他必要な措置
措置命令
行政代執行
許可の取消し
※
公表
国へ
FIP/FIT
認定取消しを求める
無許可
虚偽申請等
無許可・無届出
虚偽申請・虚偽届出
※虚偽申請により設置許可を受けていた場合
罰則
措置命令に違反する
無許可・虚偽申請で施設を設置する
立入検査を拒否する　等
刑事告発
50万円以下の罰金

第31条 委任

（委任）
第31条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

条例の施行に当たり、条例において具体の定めがないものについて、適切に条例の運用ができるよう、規則で必要な事項を定めることを規定しています。

第32条～第35条 罰則

（罰則）
第32条　第29条の規定に基づく命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
第33条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
（１）設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者
（２）偽りその他不正な手段により設置許可又は変更許可を受けた者
第34条　第27条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。
第35条　第12条又は第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、５万円以下の罰金に処する。

条例違反を抑止するため、罰則は行政刑罰である「罰金」とします。罰金の内容については以下のとおりです。

金額	行為
50 万円以下	・措置命令に違反する
30 万円以下	・設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設を設置する ・偽りその他不正な手段により設置許可又は変更許可を受けて太陽光発電施設を設置する
20 万円以下	・報告をせず、又は虚偽の報告する ・立入検査に応じない ・質問に対する答弁を拒否する又は虚偽の答弁をする
５万円以下	・事業計画の届出又は事業計画の変更届出をせず太陽光発電施設を設置する ・虚偽の事業計画の届出又は虚偽の事業計画の変更届出により太陽光発電施設を設置する

第36条 両罰規定

（両罰規定）
第36条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第32条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

違反行為を行った者のほか、その法人等についても第 32 条から第 35 条の罰則を受けることとなります。

附則1　施行期日

（施行期日）
1　この条例は、令和８年11月１日から施行する。ただし、附則第15項の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）
1　この規則は、令和８年11月１日から施行する。ただし、附則第12項の規定は、公布の日から施行する。

本条例の施行は、令和８年 11 月１日となります。設置規制区域内へ施行期日より前に設置済み又は工事着手した太陽光発電施設については別途手続が必要になりますので、P.89「附則３、４　既存施設の届出」を参照してください。

附則2 経過措置

（経過措置）
2　第６条から第19条まで（第16条第１項及び同条第５項を除く。）及び第22条から第25条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置の工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、適用しない。

条例施行日（令和８年 11 月１日）より前に設置工事に着手した太陽光発電施設（既存施設）と、条例施行日以後に工事着手する太陽光発電施設（新規施設）の取扱いを分けるため、その内容を規定しています。

既存施設については、条例第６条（地域住民等への説明等）から第 19 条（地位の承継）及び第 22 条（保証金の預入及び管理）から第 25 条（質権設定契約の解除等）までの規定は適用しないこととし、既存施設に関する事項や既存施設を管理する事業者がすべき手続については、別途附則の各項で定めています。

ただし、条例第１条から第５条、第 16 条第１項及び第５項、第 20 条から第 21 条、第 26 条から第 36 条は既存施設にも適用されるので適正な維持管理等を行ってください。

附則3、4 既存施設の届出

（既存施設の届出）
3　既存施設を管理する事業者（以下「既存事業者」という。）は、事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について、令和９年４月30日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要を市長に届け出なければならない。
4　既存事業者は、事業区域の全部が設置規制区域外にある既存施設について出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

（既存施設の届出）
2　条例附則第３項の規定による届出は、既存事業概要届出書（様式第21号）を提出して行うものとする。
3　条例附則第４項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
（１）出力
（２）事業区域
（３）事業区域の面積
（４）その他市長が必要と認める事項
4　第13条の規定は、条例附則第４項の届出について準用する。

(1)設置規制区域内の既存施設の届出

事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設については、令和９年４月30日までに既存事業概要届出書（様式第21号）及び維持管理計画（様式第２号）等を提出する必要があります。維持管理計画については、P.94「附則８（１）設置規制区域内の既存施設の維持管理計画」も参照してください。

＜提出方法＞

既存事業概要届出書（様式第21号）を提出する際は、次の「提出書類の事前確認フォーム」から事前確認の上、提出してください。

＜事前確認＞

提出書類の事前確認フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

＜提出方法＞

提出書類の申請・届出フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1773675

(2)設置規制区域外の既存施設の事業計画の変更

条例施行日（令和 8 年 11 月 1 日）時点で、事業区域の全部が設置規制区域外にある既存施設については、事業概要の届出は不要です。

条例施行日（令和 8 年 11 月 1 日）以降に、事業区域の全部が設置規制区域外にある既存施設について、出力、事業区域、事業区域の面積等を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更届出書（様式第 14 号）を届け出る必要があります。

＜変更届出・届出不要の整理表＞

変更事項	変更届出	届出不要 （地域住民等への説明不要）
氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○
事業名称		○
事業区域	○	
事業区域の面積	○	
事業区域の登記地目又は利用状況		○
出力	○	
地域住民等への説明状況		○
関係法令に基づく手続状況		○
太陽光発電施設の運転開始又は太陽光発電事業廃止の予定年月日		○
維持管理計画		○
維持管理計画の公表方法		○
大規模太陽光発電事業者の保険の加入状況		○

※事業の売買・譲渡等により承継があって変更する場合は、別途地位の承継の手続が必要です。このことについてはP.99「附則 14　既存事業者の地位の承継」を参照してください。

附則5、6 既存施設の変更許可

（既存施設の変更許可）

5　既存事業者は、事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

6　第６条から第11条まで、第20条第２項、第28条第１項、第29条及び第30条の規定は前項の許可について、第16条、第19条、第29条及び第30条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第９条第３項、第11条第１号及び第２号、第20条第２項並びに第28条第１項第２号中「変更許可」とあるのは、「附則第６項において準用する第９条第１項の許可」と読み替えるものとする。

（既存施設の変更許可）

5　条例附則第５項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）出力

（２）事業区域

（３）事業区域の面積

（４）その他市長が必要と認める事項

6　第７条から第10条までの規定は、条例附則第５項の許可について準用する。

事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設は、条例施行日（令和８年 11 月１日）以降に出力、事業区域、事業区域の面積等を変更するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。（設置変更許可申請書（様式第４号）を提出する必要があります。）変更許可の手続は P.41「第９条　変更許可」を準用します。

また、出力、事業区域、事業区域の面積以外の内容の変更は、軽微な変更として、変更許可を要さず、軽微変更届出書（様式第６号）の提出で足りることとします。軽微な変更の手続は P.42「第９条（４）軽微な変更」を準用します。

また、変更許可の申請の前に、条例第６条に基づき地域住民等に対し、変更後の事業計画の内容の説明を行うとともに、当該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めてください。住民説明の内容等については、P.29「第６条　地域住民等への説明等」を準用します。

変更許可が必要な行為は以下のとおりです。なお、その他にも手続が必要になる場合がありますので、変更事項が生じた場合は、市へご相談ください。

＜変更許可・軽微変更届出の整理表＞

変更事項	変更許可	軽微変更届出（地域住民等への説明不要）
住所又は氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○※1
事業名称		○
事業区域	○	
事業区域の面積	○	
事業区域の土地の地目（登記地目）又は利用状況		○
出力	○	
地域住民等への説明状況		○
工事の設計の概要		○※2
関係法令に基づく手続状況		○
太陽光発電施設の運転開始又は太陽光発電事業廃止の予定年月日		○
維持管理計画		○
維持管理計画の公表方法		○
大規模太陽光発電事業者の保険の加入状況等		○

※1　法人において、事業所を移転する場合や、名称や代表者に変更を生じた場合（地位の承継を除く。）は軽微変更届出の手続を行います。事業の売買・譲渡等により承継があって変更する場合は、別途地位の承継の手続が必要です。このことについてはP.99「附則 14　既存事業者の地位の承継」を参照してください。

※2　変更内容によっては、変更許可の手続が必要となる可能性があります。

附則7　既存施設の標識の掲示

（既存施設の標識の掲示）
7　既存事業者は、令和９年４月30日までに、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

（既存施設の標識の記載事項等）
7　条例附則第７項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
（１）事業区域
（２）太陽光発電施設の出力
（３）既存事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
（４）太陽光発電施設の維持管理を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）
（５）既存事業者又は太陽光発電施設の維持管理を行う者の連絡先
（６）太陽光発電事業の運転開始年月日

(1)既存施設の標識の掲示

既存事業者は、令和９年４月 30 日までの間に、出力 10kW 以上の既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、標識を掲示しなければなりません。各事項の説明その他標識の掲示に係る必要事項は P.54「第 15 条　標識の掲示」を参照してください。

(2)既存施設の標識の変更

掲示した標識の内容が、標識掲示後に変更された場合は、速やかに現在の状況と同一の標識を掲示する必要があります。

なお、標識の変更に当たっては、既に掲示されている標識の変更箇所のみを修正する対応でも差し支えありません。

附則8～11 既存施設の維持管理

（既存施設の維持管理）

8　既存施設の事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存事業者は、令和９年４月30日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理計画を作成し、公表するとともに、市長に届け出なければならない。ただし、設置規制区域の変更により令和９年５月１日以降に事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなった場合は、速やかに、当該既存施設に係る維持管理計画を市長に届け出なければならない。

9　既存施設の事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存事業者は、市長に届け出た維持管理計画に係る既存施設について、地域住民等に対し、事業計画の内容の説明に努めるとともに、当該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10　既存施設の事業区域の全部が設置規制区域外にある既存事業者は、令和９年４月30日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理計画を作成し、公表するよう努めなければならない。

11　前項の規定は、既存施設の事業区域の全部が設置規制区域外にある既存事業者が、維持管理計画を変更する場合に準用する。この場合において、同項中「令和９年４月30日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理計画を作成し」とあるのは、「当該既存施設に係る維持管理計画を変更したときは」と読み替えるものとする。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（既存施設の維持管理）

8　第15条第２項及び第３項の規定は、既存事業者が条例附則第８項又は第10項の規定により維持管理計画を作成し、公表する場合について準用する。

9　条例附則第11項ただし書の規則で定める軽微な変更は、維持管理の結果の記録方法の変更その他既存施設の維持管理に直接影響しないと市長が認めるものとする。

(1)設置規制区域内の既存施設の維持管理計画

事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存事業者は、令和９年４月30日までに、条例附則第３項に規定する既存事業概要届出書（様式第21号）と併せて維持管理計画（様式第２号）の作成、公表及び提出をしなければなりません。維持管理計画の作成項目や公表方法についてはP.59「第16条（２）維持管理計画の作成」、P.60「第16条（４）維持管理計画の公表」を準用します。

なお、維持管理計画を変更した際には、変更後の維持管理計画（様式第２号）を軽微変更届出書（様式第６号）とともに提出し、維持管理計画について、公表してください。

加えて、地域住民等に対し、事業計画の内容の説明を行うよう努めるとともに、当該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めてください。地域住民等への説明の内容等につ

いては、P.29「第６条　地域住民等への説明等」を参照してください。

条例施行日（令和８年 11 月１日）以降は、維持管理の実施状況の記録を作成し保管するよう努めてください。

(2)設置規制区域外の既存施設の維持管理計画

事業区域の全部が設置規制区域外にある既存事業者は、令和９年４月 30 日までに、条例附則第 10 項の規定により維持管理計画（様式第２号）を作成し、公表するよう努めてください。維持管理計画の作成項目や公表方法等については P.59「第 16 条（２）維持管理計画の作成」、P.60「第 16 条（４）維持管理計画の公表」を準用します。

維持管理計画を変更した際には、変更後の維持管理計画（様式第２号）を改めて公表するよう努めてください。

また、令和９年５月１日以降に設置規制区域の変更により、事業区域の全部又は一部が新たに設置規制区域として設定された場合、速やかに維持管理計画（様式第２号）の提出が必要となります。

条例施行日（令和８年 11 月１日）以降は、維持管理の実施状況の記録を作成し保管するよう努めてください。

(3)設置規制区域外の既存施設の維持管理計画における軽微な変更

以下の項目については、軽微な変更とし、変更した際の再公表は不要とします。

・維持管理の結果の記録方法

・その他既存施設の維持管理に直接影響しないと市長が認めるもの

附則12　既存施設の維持管理に関する定期報告

（既存施設の維持管理に関する定期報告）
12　既存施設の事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存事業者及び設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなった既存事業者は、当該太陽光発電施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。
（1）前年度の太陽光発電施設に係る維持管理の状況
（2）太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法
（3）第4条第3項各号に掲げる費用の確保の状況
（4）その他市長が必要と認める事項

（既存施設の維持管理に関する定期報告）
10　第16条の規定は、既存事業者が条例附則第12項の規定により市長に報告する場合について準用する。

事業区域の全部が設置規制区域外にある既存事業者は、維持管理の結果について、維持管理に関する定期報告書（様式第16号）により、維持管理を行った当該年度（4月1日から翌年3月31日まで）の記録を、翌年度の6月末日までに提出しなければなりません。

なお、事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について、設置規制区域の変更により、事業区域の全部又は一部が、施行日（令和8年11月1日）以降に新たに設置規制区域として設定された場合においても、維持管理に関する定期報告書（様式第16号）の提出が必要となります。

(1)報告内容

①　前年度の維持管理の状況
　○保守点検状況（点検頻度、点検方法）
　○保守点検結果（点検者氏名、点検日、点検内容等）
　○周囲の生活環境へ配慮した内容
②　廃止した後の措置の方法
　○廃止予定時期
　○施設撤去後の計画
③　第4条第3項各号に掲げる費用の確保状況
　○保険の加入状況
　○維持管理費用の確保状況
　○廃棄等費用の確保状況
④　その他市長が必要と認める事項
　○施設の現況を示す写真

(2)提出方法

提出書類一式を、定期報告の提出フォーム（静岡市電子申請システム）から提出してください。提出する際は、次の「定期報告の事前確認フォーム」から事前確認の上、提出してください。

＜事前確認＞

定期報告の事前確認フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1608745

＜提出方法＞

定期報告の提出フォーム（静岡市電子申請システム）

URL：https://logoform.jp/form/79j2/1608745

附則13　既存大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険等への加入

（既存大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険等への加入）
13　既存事業者であって太陽光発電施設１箇所当たりの出力が1,000キロワット以上の既存施設を管理するものは、施行日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入に努めなければならない。

既存の大規模太陽光発電事業者は、条例施行日（令和８年 11 月１日）から太陽光発電施設の廃止までの間、太陽光発電施設に起因して他者へ損害を与えた際に補償がなされる損害賠償責任保険、災害等による途中での修繕、撤去又は処分に備えるための火災保険、地震保険等に加入するよう努めてください。

附則14　既存事業者の地位の承継

（既存事業者の地位の承継）

14　既存事業者が太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（既存事業者の地位の承継に係る届出）

11　条例附則第14項の規定による届出は、既存事業者地位承継届出書（様式第22号）を提出して行うものとする。

条例施行日（令和 8 年 11 月 1 日）以降に既存事業者から太陽光発電事業の全部を譲渡、又は既存事業者について相続、合併、分割され、その地位を承継した者は、その旨を承継したことを届け出る必要があり、既存事業者地位承継届出書（様式第 22 号）を提出してください。当該届出は、地位の承継の日から 30 日以内にしなければなりません。

附則15　準備行為

（準備行為）
15　設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（準備行為）
12　条例附則第15項の規定により施行日前において設置許可の申請その他の準備行為をする場合における当該申請その他の準備行為は、この規則の相当規定の例により行うことができる。

条例の規定により、設置許可の手続や事業計画の届出の手続は、工事着手より前に行う必要があります。このため、これらの手続に関する準備行為は条例の施行日前においても行うことができます。

附則16　検討

（検討）
16　市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

市長は、関係法令に基づき、本条例について適宜見直しを行い、必要があると認められるときには所要の措置を講ずることを規定しています。